

おおさか市町村職員研修研究センター



再生紙を使用しています

平成28・29年度広域研究活動報告書

地域共生社会と社会教育関係団体をつなぐ行政の役割

社会教育行政担当職員による広域研究活動グループ『社会教育ラボ』



平成28・29年度広域研究活動報告書

地域共生社会と 社会教育関係団体をつなぐ行政の役割

～団体と行政の協働が生み出す、社会教育のカタチ～

編集・発行

池田市・泉大津市・貝塚市・守口市・阪南市
社会教育行政担当職員による
広域研究活動グループ『社会教育ラボ』

平成30年(2018年)1月

ごあいさつ

はじめまして。私たちは、社会教育行政に携わる自治体職員が集い、結成された広域研究活動チーム「社会教育ラボ」と申します。

皆さんは、「社会教育」と聞いて何を思い浮かべますか？ 社会人の学び、生涯学習、文化やスポーツの活動など、様々な活動が挙げられますが、その活動を社会に広めるには「団体」の存在が不可欠です。

この「団体」は、例えば地域の婦人団体であったり、文化団体であったり、体育団体であったり、PTAであったりと様々です。私たちラボのメンバーも、こうした地域の団体と一緒に、社会教育の推進に取り組んでいます。

活動する地域も、関わる団体も異なる私たちですが、共通点がありました。それは、行政と団体が、お互いに自立した関係を十分に築けていないことです。

例えば行政側から見ると、主催行事や事業を従来から関わりのある団体に任せがちで、新たな市民や団体が参加しにくくなっているケースがありました。また、団体側から見ると、行政が事務運営の多くを担っており、自主的な運営が困難なケースも見られました。研究を進める中で、行政と団体の関係性に、様々な問題があることが分かりました。

価値観が多様化している現代社会の中で、疑問や課題を感じ自ら学び、その学んだことを地域に還元していくこと、そして、その過程で人や地域が繋がることが社会教育の考えであり、その重要性はますます高まっています。そこで、社会教育をより良いものとするため行政と社会教育に携わる団体との関わり方を考えることを目的に、私たちは「社会教育ラボ」を結成しました。お互いの経験を共有し、課題を話し合い、研修会や先進事例の視察なども実施しながら研究を進めました。市民協働という言葉が重視される現在、この報告書が社会教育に初めて携わる方から、今まさに活動に尽力されている方まで、行政職員・団体・市民といった立場を超えて、皆さまの参考になれば幸いです。

目 次

ごあいさつ

第1章 社会教育関係団体とは P 1～2

第2章 現状と課題

第1節. 各自治体へのアンケートより考える、
社会教育関係団体と行政の関わり方と課題について P 3～15

第2節. 「社会教育ラボ」メンバーの5市から見た実例（現状と課題） P 16～20

第3節. 研修会「関わり方で変わる！」～市民協働と社会教育～ P 21～23

第3章 先進地の事例から（神奈川県横浜市・長野県阿智村の視察報告） P 24～31

第4章 これから求められる社会教育関係団体と行政の関係について

第1節. 社会教育に携わる団体と行政の新たな関係づくりについて P 32～34

第2節. 「協働」を推進するために行政に求められる役割について P 35～37

第3節. 社会教育に携わる団体と行政が
「協働」するためのシステムのあり方について P 38～41

講評 萩原 雅也（大阪樟蔭女子大学学芸学部教授） P 42～43

あとがき P 44

資料集目次

資料集① 各自治体へのアンケート調査票 P 1～6

資料集② 各自治体へのアンケート結果参考資料 P 7～16

資料集③ 先進地の視察に伴う参考資料Ⅰ～神奈川県横浜市～ P 17～28

資料集④ 先進地の視察に伴う参考資料Ⅱ～長野県阿智村～ P 29～43

資料集⑤ 会議及び活動実績 P 44

資料集⑥ 社会教育ラボ メンバー（五十音順） P 45

第1章 社会教育関係団体とは

→この章のPOINT

- ①社会教育に携わる団体＝「社会教育関係団体」について説明します。
- ②「社会教育関係団体」と行政が抱える課題を明らかにします。

1. 団体の定義

「社会教育関係団体」は、社会教育法第10条で「「社会教育関係団体」とは、法人である与否を問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体」と定義されています。

具体的には、子ども会や婦人団体、PTA、青年団体、スポーツ団体、文化団体などが該当し、その範囲は多岐に渡ります。

2. 本来は、自主的な活動が基本

これら団体と行政の関係性については、同法第11条の第1項で「文部科学大臣および教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導または助言を与えることができる」とあり、つづけて第2項には「文部科学大臣および教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う」と規定されています。

この定義を踏まえると、一般的に社会教育関係団体への行政の関わり方は、あくまで団体の自主的な活動に対する物資確保の援助や助言を行うことであると考えられます。そのため、社会教育関係団体の活動は、自主的・自発的であることが基本だといえます。

3. 実態は、相互に依存する傾向が高くなっている？

しかしながら、社会教育関係団体と行政の現状の関係性をみると、お互いに自立した関係を構築できていないケースが多く見られます。

まず、行政の課題としては、自前主義で社会教育を実施（過去から関わりのある社会教育関係団体を活用し、行政の社会教育施設で行う）している傾向が高く、社会教育を担う団体や、社会教育のニーズが多様化している現代社会において、社会教育を十分に推進できていないことが挙げられます。

また、社会教育関係団体の課題としては、過去からの慣例により、団体によっては事務作業や企画立案などを内部のみで対応できず、一部を行政に依存せざるを得ないため、自立した活動が困難になっていることが挙げられます。

こうした現状の要因を考えるにあたり、まずは両者の歴史的な関わりを踏まえる必要があります。

4. 社会教育関係団体と行政の関わりの歴史^(※1)

では、両者の歴史的な関係性を見ていきましょう。従来の社会教育関係団体は、町内会や婦人会、青年団などといった存在であり、伝統的な地域コミュニティの役割を担っていました。これらの団体は、住民と行政を繋ぐ存在として、生活における相互扶助や、伝統文化の維持、地域課題の解決といった形で、社会教育に係る機能を自然に果たしました。

こうした背景から、行政は各団体に社会教育の推進を任せ、一方の団体は事務的な業務などを行政に任せるといふ、相互依存的な関わりに繋がっていったといえます。

しかしながら、時代とともに、産業構造の変化、都市化・過疎化、価値観の多様化など社会経済環境が大きく変化したため、地域における人の繋がりに対する意識は希薄化し、地縁による従来型の社会教育関係団体の果たす機能は低下しました。

このように、社会教育に求められるものが変化したにも関わらず、かつての歴史的な経緯から、行政と社会教育関係団体の相互依存関係が残っていることが、現在の課題に繋がっていると考えられます。

5. 社会教育関係団体と行政が、お互いに自立した関係を築くために

NPO団体などの台頭で社会貢献を担う団体が増加していますが、価値観が多様化している現代社会において、地域課題について学び、学びを社会に還元する社会教育の考え方はますます重要になっています。

今後社会教育が発展していくためには、社会教育関係団体と行政が相互に依存しがちな関係から、お互いに自立した関係を構築する必要があります。次章より、さらに各自治体での具体的な課題を紐解き、解決のための方法を探っていきます。

★この章のまとめ

- ①社会教育関係団体とは、公の支配に属さず、社会教育を推進する団体である。
(子ども会や婦人団体、PTA、青年団体、スポーツ団体、文化団体など多岐に渡る)
- ②社会教育関係団体と行政は、歴史的な経緯から、相互に依存する傾向が高い関係性をもっているが、今後はお互いに自立した関係性を築いていく必要がある。

➡第2章では、各自治体における社会教育行政の現状と課題を具体的に分析します。

※1 参考文献：文部科学省「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」

第2章 現状と課題

→この章のPOINT

社会教育関係団体と行政との関わり方について、第1節～第3節まで、各自治体の事例を具体的に見ながら、その現状と課題を明らかにします。

▼第1節

府下37の自治体から得られたアンケートに基づき、課題や取組をまとめています。

▼第2節

「社会教育ラボ」メンバーの所属する5つの自治体での現状・課題をまとめています。

▼第3節

行政と社会教育関係団体との関わりを考えるため、府下職員に参加頂いた研修会の報告、及び参加者より得られた意見をまとめています。

第1節. 各自治体へのアンケートより考える、社会教育関係団体と行政の関わり方と課題について

1. 実施の経緯

第1章で見たように、社会教育関係団体と行政はお互いに依存する傾向が高く、そのことが課題となっています。ラボのメンバーも共通の課題を抱えており、近隣自治体の状況を把握し、両者の関係性について整理を行い、各々の現状と課題を分析することで、両者が自立して社会教育を推進していく在り方が明らかになると考えました。そこで、アンケートの実施に至りました。

2. 目 的

現状と課題を分析するため、下記4種類のアンケートを実施しました。

①調査Ⅰ 行政と社会教育関係団体との関わり方についての基本調査

両者の関わり方に関する基本情報を把握するため、行政の担当部局や団体に関する条例の有無、団体に関する支援内容などを調査した。

②調査Ⅱ－1 社会教育関係団体の現状・課題についての調査

両者の関わり方の現状と課題を分析するため、各団体の行政担当者に対し、団体の現状と課題（事務作業の負担状況、財政状況など）を調査した。

③調査Ⅱ－2 社会教育関係団体の課題改善についての調査

両者の自立した関わり方のヒントを考えるため、団体の課題（財政状況、事務局業務、周知活動など）を解決した事例を調査した。

④調査Ⅲ 社会教育関係団体の取組みと行政の関わり方についての調査

調査Ⅱ－2と同様に、両者の自立した関わり方のヒントを考えるため、団体が地域や市民に貢献している取組みの事例を調査した。

3. 調査対象・調査期間

①調査対象：大阪府下の41自治体（大阪府下43自治体の内、政令指定都市を除く）

②調査期間：平成28年11月25日～平成28年12月9日

4. 調査方法

マッセOSAKAを通じて各自治体の社会教育関係団体担当者にアンケートを配布しました。アンケート結果は郵送及びメールを通じて回収しました。

5. 回収状況

①調査Ⅰ 行政と社会教育関係団体との関わり方についての基本調査

回答自治体数：37

有効回答数：48（自治体によっては、複数の担当部局より回答があった）

②調査Ⅱ－1 社会教育関係団体の現状・課題についての調査

回答自治体数：36（1自治体が団体登録制度を廃止したため、調査Ⅰより減少）

有効回答数：216（各自治体で担当する団体別に回答を求めた）

③調査Ⅱ－2 社会教育関係団体の課題改善についての調査

※設問に記載した各課題によって回答のあった団体数が異なる。詳細はP10～P12に記載。

④調査Ⅲ 社会教育関係団体の取組みと行政の関わり方についての調査

有効回答数 89（各自治体で担当する団体別に回答を求めた）

6. アンケート結果について（サマリー）

①調査Ⅰ 行政と社会教育関係団体との関わり方についての基本調査

多くの自治体において、補助金や減免などの支援を団体に行っていることが分かった。

②調査Ⅱ－1 社会教育関係団体の現状・課題についての調査

6割以上の自治体において、団体への補助金支出や事務作業負担が見られた。

5割以上の団体において、会員の高齢化や減少、周知力不足の課題が見られた。

③調査Ⅱ－2 社会教育関係団体の課題改善についての調査

設問に記載した各課題（事業内容、財政状況、事務局業務、会員獲得、周知活動）について、バラつきはあるものの、各団体が改善に取り組んでいることが伺えた。

④調査Ⅲ 社会教育関係団体の取組みと行政の関わり方についての調査

各団体が各々の自治体において、様々な形で市民や地域を支援し、社会教育の発展に貢献し

ていることが伺えた。

7. アンケート集計結果について

調査Ⅰ 行政と社会教育関係団体との関わりについての基本調査

▼設問1：貴自治体の名称、回答者の所属部署名、役職・氏名を下の回答欄にご記入ください。

社会教育、生涯学習、文化スポーツ、青少年育成を担当する所属部署からの回答が得られた。各自治体の部局編成にもよるが、社会教育の業務が細分化され、関連部局に移行した経緯が伺える。

・生涯学習関係部局	22	・社会教育関係部局	12	・文化スポーツ関係部局	7
・青少年育成関係部局	4	・その他	3		

▼設問2：社会教育関係団体について、条例や規則などで定められていますか。

全体の3分の2の自治体で定められていない。

・定められている	16	・定められていない	32
----------	----	-----------	----

▼設問3：（設問2で「定められていない」と回答した場合）理由を下の回答欄にご記入ください。

→「設問2で「定められていない」と回答」【計32】

・補助金の要綱を定めている	6	・社会教育法に準ずる	6
・条例や規則を基に設立された団体ではない	2	・団体登録の廃止	1
・特になし、必要なし、空白	14	・その他	3

▼設問4：社会教育関係団体に関する登録制度はありますか。

全体の約3分の2の自治体で定められていない。

・ある	17	・ない	29	・無回答	2
-----	----	-----	----	------	---

▼設問5：（設問4で「ない」と回答した場合）登録制度がない理由をご記入ください。

→「設問4で「ない」と回答」【計29】

・条例等で定めている	4	・議論が進んでいない	3	・前年踏襲	2
・社会教育法に準ずる	2	・登録制度の廃止	1		
・特になし、必要なし、不明、空白	15	・その他	2		

▼設問6：貴自治体が社会教育関係団体に対して実施している支援の内容について、当てはまるものを全てお選び頂き、下の回答欄に○印をご入力ください。

多くの自治体で補助金をはじめ団体に対して多くの支援を行っている。ただし、回答があった37自治体の内、補助金・事業補助金の支出が無い自治体が6自治体、まったく支援を行っていない自

治体が3自治体見られた。

・施設使用料等の減免	38／48	・自治体の広報誌掲載	35／48
・後援名義の使用	38／48	・補助金の支出	39／48
・事業に対する助成金などの支出	17／48	・事務局事業の支援	39／48

◎調査Ⅰに関する考察

設問4の回答結果より、6割以上の自治体で社会教育関係団体の登録制度がないことが分かります。登録制度を設けない理由として条例による規定や前年踏襲などが挙げられていますが、明確な制度がないことが、従来の団体のみとの関わりが深まり、新しい社会教育の担い手の参加が困難な状況に繋がっている可能性も考えられます。

また、設問6の回答結果より、約8割の自治体において減免や補助金支出といった支援が団体になされていることが分かります。財政面での支援は団体の活動を多様化するメリットがありますが、反対に財政面で行政に依存せざるを得ず、自立が困難な状況に繋がっている可能性も考えられます。

調査Ⅱ－1 社会教育関係団体の現状・課題についての調査

▼設問1：担当している団体名（正式名称）を下の回答欄にご記入ください。

本設問は各団体別に調査を行うために設けた。回答数が膨大であるため、詳細は省略する。

▼設問2：団体の活動分野について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

団体の活動分野についての設問であるが、内容は下記の通りである。

・学習活動	3	【子どもと本の連絡会、公民館クラブ協議会、地域教育協議会】
・スポーツ	57	【体育協会、スポーツ推進、スポーツ少年団など】
・文化・芸術	34	【文化協会、音楽協会、文化財研究会、市民劇場委員会など】
・青少年	68	【リーダークラブ、青少年指導員、こども会、ガールスカウト、ボーイスカウトなど】
・PTA	29	【PTA協議会】
・婦人会・老人会	16	【婦人会、老人会など】
・その他	9	【文化財保存、レクリエーション、ボランティア、公民館参加者、人権教育推進など】

▼設問3：団体の年間の事業数を右の解答欄にご記入ください。

0～200と回答者によって大幅な開きが見られた。算出の基準が回答者で異なると推測され、分析は困難であるので、結果の記載は省略する。

▼設問4：団体の事業内容の課題について下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

「参加者が減少している」回答が最多であった。

- | | |
|------------------------|----|
| ・未回答 | 3 |
| ・特にない | 89 |
| ・市民に有益な事業となっていない | 5 |
| ・参加者が減少している | 84 |
| ・その他（内容を下の回答欄にご記入ください） | 35 |

→「その他」の内訳

- 事業内容の活性化、新たな展開が必要。
- 役員や構成員、参加者の減少や高齢化。
- 事業が団体関係者のために行われており、全市民対象となっていない。
- 活動場所や資金がない

▼設問5：団体の財源（収入）の状況について、最も近いものを下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

ほとんどの団体が自主財源と補助金などを組み合わせて運営している。

- | | |
|---------------------------|----|
| ・9割程度が自主財源、1割程度が補助金・助成金など | 54 |
| ・7割程度が自主財源、3割程度が補助金・助成金など | 45 |
| ・自主財源と補助金・助成金などの割合が半数程度 | 24 |
| ・3割程度が自主財源、7割程度が補助金・助成金など | 53 |
| ・全て補助金・助成金など | 35 |
| ・空欄・補助金なし | 5 |

▼設問6：団体の財政状況の課題について下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

設問5の回答別に集計を行ったが、相関性は見られず。（収入）状況に関係なく、個々の団体の課題となっているようだ。

- | | |
|------------------------|-----|
| ・特にない | 132 |
| ・財源が減少している | 46 |
| ・行政の補助金・助成金の負担が大きい | 29 |
| ・その他（内容を下の回答欄にご記入ください） | 6 |
| ・空欄 | 3 |

「その他の内容」

- 会員の減少による収入減の減少。

○活動の活性化が図られるも、補助金が削除され財政状況が苦しい。

○事業を行っていないので、財政的には安定しているが財政に余裕があれば事業を拡大できる。

▼設問7：団体の事務局の設置状況を下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

全体の6割以上の団体の事務局を、行政で担っている。

- ・団体で独自に事務所を設置（代表者宅など） 58
- ・関係行政機関内に設置 143
- ・事務局を設置していない 15

▼設問8：団体の事務員の設置状況を下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

6割以上の団体で、行政職員が事務員を兼務している。

- ・団体で独自に雇用 16
- ・会員が無償で実施 47
- ・行政職員が兼務している 129
- ・事務局員はいない 24

※次の設問9～11については、関連性が高いため、合わせて集計を行った。

▼設問9：団体の庶務活動における行政との負担割合について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

▼設問10：団体の会計事務における行政との負担割合について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

▼設問11：団体の事業運営における行政との負担割合について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

各活動における負担割合を回答するアンケートだが、割合の明確な基準を設定していないため、回答者の主観が反映された結果になっている可能性もあるが、参考として考えて頂きたい。

	団体の庶務活動における行政の負担割合	団体の会計事務における行政の負担割合	団体の事業運営における行政の負担割合
行政：団体＝10：0	60	50	15
行政：団体＝7：3	39	18	44
行政：団体＝5：5	22	16	37
行政：団体＝3：7	39	31	54
行政：団体＝0：10	56	101	66

▼設問12：団体と行政の業務負担の課題について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

約6割の団体に関して何らかの業務負担があると感じている。その他の内容についても、業務分担が明確化されておらず、団体の要望に応じている様子が伺える。

- | | |
|------------------------|----|
| ・特にない | 85 |
| ・行政負担が大きい | 74 |
| ・団体役員への負担が大きい | 39 |
| ・団体会員への負担が大きい | 3 |
| ・その他（内容を下記回答欄にご記入ください） | 8 |
| ・空欄 | 7 |

「その他の内容」

- 団体の担当者によって負担の変化が大きい。
- 更なる自主自立が望まれる。
- 会員の高齢化のためか、パソコンを使う作業は行政に頼られることが多い。
- 団体と行政が分担して業務を行っており、今後も協力して進めていく必要がある。
- 輪番で仕方なく役員をしている意識があり、行政の助けがないと消滅しかねない。

▼設問13：団体の会員についての課題について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

約7割の団体で会員に関する課題を挙げている。「その他」の項目で、指導員や役員などのなり手の減少など、団体を運営する立場の人材確保に苦労している様子が伺える。

- | | |
|------------------------|----|
| ・特にない | 55 |
| ・会員数が減少している | 63 |
| ・会員が高齢化の傾向にある | 62 |
| ・会員獲得に苦慮している | 24 |
| ・空欄 | 3 |
| ・その他（内容を下記回答欄にご記入ください） | 9 |

「その他の内容」

- 指導員のなり手の減少、確保が困難になってきている。
- 目的をもって団体に加入している会員がほほいない。そういう会員で構成される仕組みが課題。
- 会員の高齢化、減少、獲得へ苦慮しており、目的とはずれた事業を多く実施。会員の獲得が目的になっている。
- 夜から会議が多く役員になることに難色を示す方が多く、役員選出には毎年時間がかかる。
- 役員は輪番で決まる為にどうしても意識が低くなる。立候補や互選によって選出したい

と考えるが、反発もあり苦慮中。

▼設問14：団体の周知活動の課題について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の解答欄にご入力ください。

約半数の団体で周知に関し何らかの課題を持っている。また、「その他」の項目で周知を行っているものの、成果に繋がっていない様子が伺える。

・特になし	106
・団体が十分に周知されていない	62
・周知に必要な人材の確保や環境整備などができていない	32
・空欄	2
・その他（内容を下記解回答欄にご記入ください）	14

「その他の内容」

- 年2回、広報紙を発行しているが、活動内容については十分周知できていない。
- 団体の認知度はありそうだが、活動や性質など中身についてはほとんど知られていない。
- 役員の高齢化に伴い、ITスキルを持った人材の確保が課題。
- 周知に必要な書類などの作成を行政に依存しており、PR活動が不十分。
- 広報誌を公共施設へ配布・掲示して周知しているが会員数の増加に繋がっていない。
- 市広報誌への掲載、団員募集のチラシなどを公共施設や幼・小・中学校へ配布・掲示して周知しているが会員数の増加に繋がっていない。

◎調査Ⅱ－1に関する考察

設問5の回答結果より、助成金や補助金を全く必要としない団体は約2%であり、一方で、自主財源がなく助成金や補助金のみで運営している団体が約16%あることが分かり、多くの団体にとって、行政の財政支援が不可欠となっており、財政面での完全な自立が難しいことが伺えます。

さらに、設問8の回答結果より、6割以上の団体で行政職員が団体の事務作業を兼務していることが分かり、事務作業においても団体が自立して担当することが難しくなっていることが分かります。

また、設問13の回答結果より、約7割の団体が会員に関する課題（減少、高齢化、新規獲得が困難）を抱えており、対策がなければ将来的に、ますます団体の自立が難しくなることが予想されます。

調査Ⅱ－2 社会教育関係団体の課題改善についての調査

※本調査は団体の課題改善状況を調べることを目的としている。

※改善の内容別に自由記述で回答する形式となっており、類似した回答が多く見られたため、回答のダイジェストを資料集②（P7～P10）に記載し、ここではその一部を注目事例としてピックアップしている。

※なお、設問2で調査した改善効果については分析を行うことが困難であったので、回答結果の掲載は省略する。

▼設問1：団体の課題の内、過去5年間で改善を図ったものを、下記選択肢より全てお選び頂き、下の回答欄に○印をご入力いただき、具体的な改善策を回答欄にご記入ください。

▼設問2：設問(1)でお選び頂いた各課題の改善効果について、下記選択肢より1つお選び頂き、下の回答欄にご入力ください。

A. 「事業内容について」 回答数 50

☆注目の取組み事例

- 会長含む一部の役員に負担を強いる運営方法ではなく、各部門に事業を割り振り、部門の人が中心になり運営する方法を採用。
- 会員のための事業だけでなく、広く市民に啓発ができるような事業内容を増やすことで、団体の活動目的を達成できるよう取り組んでいる。

B. 「財政状況について」 回答数 20

☆注目の取組み事例

- 啓発物品の作成工程を一部事務局で行うことにより費用削減をした。
- 経費の面から事業を見直し、赤字事業の廃止を行った。

C. 「事務局業務について」 回答数 26

☆注目の取組み事例

- 地域に直接還元できる事務以外は団体で受け持つように助言した。
- 社会教育指導員の助言により、レジュメなどの見やすさの改善を図った。
- 業務内容や備品管理など、行政と団体で担当があいまいな部分を明確にした。
- 役員や各理事からの意見を収集し、役員会や専門部会で評価を行い、より円滑に事業が進むように改善できるような仕組みを構築した。

D. 「会員獲得について」 回答数 17

☆注目の取組み事例

- 総会において各団体より状況報告をするとともに、会員拡充に対する各団の取り組みについて意見交換をしている。会員拡充策を検討している。
- 団体の趣旨に沿った活動グループに声掛けし、会員獲得を継続している。

E. 「周知活動について」 回答数 28

☆注目の取組み事例

- 行政ホームページ内にあるこども会のページを修正した他、行政のFacebookを活用し、こども会活動を周知させた。
- 広報誌に、こども会のメリットを市民に訴える内容の記事を掲載した。
- HPなどに事業の様子や役員や各専門部からの報告事項などを頻繁にアップし、閲覧状況などから内容を見直し、改善が行えるような仕組みを構築。

F. 「その他について」 回答数 5

☆注目の取組み事例

- 団体の高齢化・人数の減少にともない、団体の負担軽減を図るため、事業のスリム化を図った。

調査Ⅲ 社会教育関係団体の取組みと行政の関わり方についての調査

※本調査は団体の地域貢献の状況を調べる設問と、行政からの支援や助言を調べる設問から構成されている。

※調査Ⅱ－2と同様に、自由記述で回答する形式となっており、団体も多岐に渡るため、回答のダイジェストを資料集②（P10～P16）に記載し、ここではその一部を注目事例としてピックアップしている。

※また、アンケートでは団体の名称についても質問を行っているが、これは団体のカテゴリ別に集計をすることが目的であるので、個別名称の記載は省略する。

▼設問1：貴自治体の社会教育関係団体が、地域貢献している活動や取組みについて、団体名とその内容を下の回答欄にご記入ください。

回答数 89団体（自治体によっては複数回答あり）

☆団体別に見た、注目の取組み事例

○体育協会関連団体

- ・市民が気軽に参加できるスポーツ大会、講習会等を複数の体育施設で実施するなど、地域住民が年齢を問わず運動する機会を提供している。

○スポーツ推進委員関連団体

- ・市民を対象としたニュースポーツの体験会やファミリー登山・ウォークラリーなどのイベントを開催。また、市域全校区が参加するスポーツカーニバルを開催し、地域間や世代間の交流を生んでいる。

- ・市内だけでなく、他府県の小学生から高齢者まで参加できる生涯スポーツ交流バドミントン大会を開催し、スポーツを通して、多世代交流を促進している。

○スポーツ少年団関連団体

- ・スポーツ活動だけでなく地域の海岸や公園などの清掃奉仕活動などの社会貢献活動を通して、社会のルールを守り、自然環境を大切にする意識やボランティア精神を育み、心身共に健全な青少年の育成を目標に活動している。

○青少年指導員関連団体

- ・青少年健全育成推進事業（地域の方々と青少年との交流を中心として活動）を通じて、各中学校区の地域の青少年を対象に自分の意見を発表できる機会として公募による作文を募集。選考の上、優秀作品を自ら発表したり、体験学習や地域の人たちとの交流、オアシス（あいさつ）運動など特色を生かした取組を実施。

○文化・芸術関連団体

- ・市内小・中学校より子どもを公募して「子ども合唱団」を結成。子どもたちに音楽の素晴らしさを体験頂くことで、次世代の音楽振興に貢献することを目指す。
- ・市の大きなイベント（産業フェア）に合わせて、地域の親子や子どもたちが文化活動を体験できるイベントとして「文化講習会」を開催している。

○PTA関連団体

- ・保護者・学校だけでなく、地域と連携し、子ども達の見守り活動や地域での行事への参加など、PTAだけに限定しない活動を行っている。

○婦人会関連団体

- ・調理や裁縫など婦人協議会の特技を生かしたプログラムを、学童保育に提供。食育や防災ずきんの贈呈などの活動を行う。

○子ども会関連団体

- ・地域のこどもを対象とした「こども会カーニバル」を年一回開催。他の社会教育関係団体にも参加いただき、地域の協同性を高めている。

○その他の団体

- ・公民館まつりの開催などにより、クラブ員のための参加だけではなく地域の方々、地区婦人会や複数の障がい者などの作業所の方々の参加を得ており、露店、クラブ員による作

品展示、各クラブ演技発表を通じ交流を図り、地域コミュニティづくりの一助となっている。

- ・社会教育関係団体連携事業として、子ども若者支援強調月間の一環として実施している町内のイベントに各団体が実行委員会として参加し、模擬店やフリーマーケットなどの出店を通じて地域住民の交流と、青少年健全育成に寄与している。

▼設問2：社会教育関係団体の年間事業が、毎年同じ事業の繰り返しで終わるのではなく、新たな取組みを行うために、担当者として行っている支援や助言があれば、団体名とその内容を下の回答欄にご記入ください。

回答数 26団体（自治体によっては複数回答あり）

○スポーツ関連団体

- ・慣例事業以外に、ニーズに応じたスポーツ振興に取り組んでもらうため、役員会で意見を出し合い団体主体の事業計画を立案。

○文化・芸術関連団体

- ・役員が、社会教育委員の会議、公民館運営審議会など、様々なジャンルの会議の委員として出席し、その内容を定例会で報告され、よりたくさんの方々に触れていただけるような恒例事業を実施すべく努めている。

○PTA関連団体

- ・研修会などで、市内で取り組んでいる内容を紹介し、研修課題の一つとすることで、PTA役員としての見識を深めてもらい活動の幅を広げてもらう支援をしている。

○婦人会関連団体

- ・慣例行事以外に、社会課題に取り組んでもらうため、定例会などで先進事例を紹介すると共に、地域課題についてワークショップで意見を出し合い、団体主体の行動計画を立案。

○子ども会関連団体

- ・こども会を小学生だけの育ちの場とするのではなく、中学生以上のリーダー力を育み、地域力がより広く・深く繋がる第一ステップの場としての意識を共有できるよう常に発信。

○その他団体

- ・恒例行事以外については、地域の課題などについて社会情勢を加味した上で、クラブ協議会と協議を重ね、毎年、各種事業を行っている。

☆この節のまとめ

自治体へのアンケートより、下記のような現状が伺えた。

- ①多くの自治体において、団体への財政支援や事務作業の支援が行なわれており、団体の運営面での自立が困難になっている可能性がある。
- ②現状の改善も図られており、団体が主体的に運営するための取組みも見られる。
- ③また、団体が地域に貢献するため、市民が幅広く取り組める事業を展開するケースが多く見られた。
- ④行政から団体への助言としては、社会的な課題の情報を提供し、団体の活動が活性化するように働きかけるケースが多くみられた。

財政面をはじめ、多くの課題があるが、行政と団体が協力し、課題改善に取り組んでいくことで、お互いに自立した関係性を築き、より有意義な社会教育を実現していける余地が伺える調査結果となった。

第2節. 「社会教育ラボ」メンバーの5市（泉大津市、阪南市、池田市、守口市、貝塚市）から見た実例（現状と課題）

1. 「社会教育ラボ」メンバーの関わる5市実例ピックアップの狙い

第1節のアンケートで見たように、多くの自治体において、社会教育関係団体と行政が自立した関係を構築することが難しく、改善に取り組もうとする姿勢が伺えました。

次に、より具体的な改善方法を探るため、社会教育行政に関わる職員とディスカッションを行う研修会の開催を検討しました。

研修会の開催にあたり、ディスカッションのきっかけとなる問題提起が必要であると思い、改めて「社会教育ラボ」メンバーが直面している実例をピックアップしました。

2. 5市の現状と課題

※第3節で取り上げる研修会で発表したスライド資料も参考に掲載しています。

【泉大津市】団体との公平な関係性構築が必要



○現状：補助金や事務局、事業などを市が担って活動している団体から、市の事業や事業化されていない社会問題の解決に貢献しているNPOや自主団体が混在している。地域に貢献する役割は同じだが、団体の運営に差が出ている。

○課題：市と各団体の連携について、公平公正なパートナーシップを考える必要がある。

【阪南市】社会教育関係団体の再定義が必要か

阪南市の事例 団体と事務局のあり方を考える (特活)子どもNPOはらっぱ ・背景として・・・生の舞台鑑賞(おやこ劇場)から、豊かな児童文化活動へ 子どもの居場所づくり。幼児から大人までの幅広い活動 ◆教育から福祉、まちづくりまで(行政の担当は?) ◆事業の委託(福祉、教育) ◆学校との関係(学校と協力。学校は協力?)	阪南市の事例 団体と事務局のあり方を考える 阪南市体育協会 ・背景として・・・長い歴史と市のスポーツ振興との関係 連盟やスポーツ少年団組織 ◆行政がどこまで関わるか?事務局の存在(団体内と行政内) ◆事業の委託(総合体育大会、健康マラソン大会の運営) ◆市内体育施設の指定管理(ミズノグループの一員として)
---	---

○現状：活動の対照的な社会教育関係団体が共存している。

① (特活) 子どもNPOはらっぱ

- ・子どもを主体に、関わる大人や団体と連携して、様々な事業を実施。
- ・行政とも連携。教育・子育て関係で、市の委託事業を受託。
- ・設立時から阪南市内では珍しく、自前の事務所(テナント)を借りて開設。
- ・市からの補助金はなく、会費と協賛金で運営されている。

② 阪南市体育協会

- ・21のスポーツ連盟が所属し、各連盟に所属する会員数は、約2,000名。
- ・阪南市のスポーツ振興と発展を目的に、競技スポーツはもとより、生涯スポーツの振興・普及に努めてこられた。
- ・社会教育関係団体として、市から事業補助金の支出を受けている。
- ・過去に阪南市にはスポーツ振興課というセクションがあり、社会教育課とは別組織だったため、他の社会教育関係団体とは行政の関わり方が異なる部分もある。

○課題：

- ・異なる体制の団体が共存する中で、社会教育関係団体という枠組みも、他の多くの市民活動団体との関係性の中で考える必要がある。
- ・社会教育関係団体は、運営が行政から独立していれば良い、という単純なものではなく、団体が行政と密接な繋がりの中で培ってきた活動が、地域づくり、まちづくりの基幹に繋がっている経緯もあるので、「地縁団体的」な部分も重要だと考える。この地縁的な部分が弱まっており、地域コミュニティの希薄さに繋がっていると感じる点もある。
- ・また、補助金が支出される団体、支出されない団体の違いは、市全体の課題として捉えるべきであろう。

【池田市】団体の取組みの「見える化」が必要

池田市の事例 「PTA」から考える 市民・団体をその気にさせるヒント  報告者 池田市教育委員会 生涯学習推進課 則政	「PTA」から考える市民・団体をその気にさせるヒント⑦ 課題は色々ありますが・・・  Win-Winな仕掛け   メリットの分かる仕掛け  活動や想いが見える仕掛け これら3つのヒントに留意して、 PTA活動を前向きに楽しめる人を 少しでも増やせれば・・・と思っています。
---	--

○現状：社会教育関係団体である「PTA」は子どもを地域で支援していくために欠かせない存在であるが、活動の負担が大きいことから、一部で「不要論」が出てきている。このため、担い手を増やし、より効果的な事業を推進することが難しい現状がある。

○課題：PTA活動の本来の意義や、子ども達へどのような恩恵があるかを知らない市民は多い。活動の「見える化」を図り、関係者の熱意や保護者、子ども達へのメリットを訴求することで、前向きに活動する人を増やすことができると考える。そのため、興味のない人が、少しでも「その気になる」ような周知の仕組みを作っていくことが課題である。

【守口市】団体の自主的な活動意欲を引き出すことが必要

守口市の事例 「女性のチカラの活かし方」を考える 「守口市婦人団体連合協議会」について 【①現状】 ・昭和35年 設立 ・目的・「各校区婦人会の相互の連携を密にし、婦人としての教養を高め、生活の改善並びに相互の親睦を図る	「女性のチカラの活かし方」を考える ・団体からの要望に応じるだけでいいか・・・ ・行政に頼ってばかりで、団体がなかなか自立してくれない・・・ ・毎年同じ事業の繰り返し・・・ ⇒行政の関わり方次第で、団体をもっと活かせる！！ ・時代に即して団体が活動できるよう、助言をしていく
---	---

○現状：

- ・社会教育関係団体である婦人団体連合協議会をピックアップ。市内19地区の内、7地区で活動しており、協議会への加盟団体は年々減少傾向にある。
- ・会員数は1,000人を超えるが、事業に参加しているのは、100人前後。
- ・団体の設置目的は、婦人としての教養を高め、生活の改善と相互の親睦を図るためであり、戦後、地域でその役割を担ってきた。
- ・事業は婦人文化祭やレクレーション大会などを基本的に前年ベースで開催。
- ・行政と分担して運営を行っている。

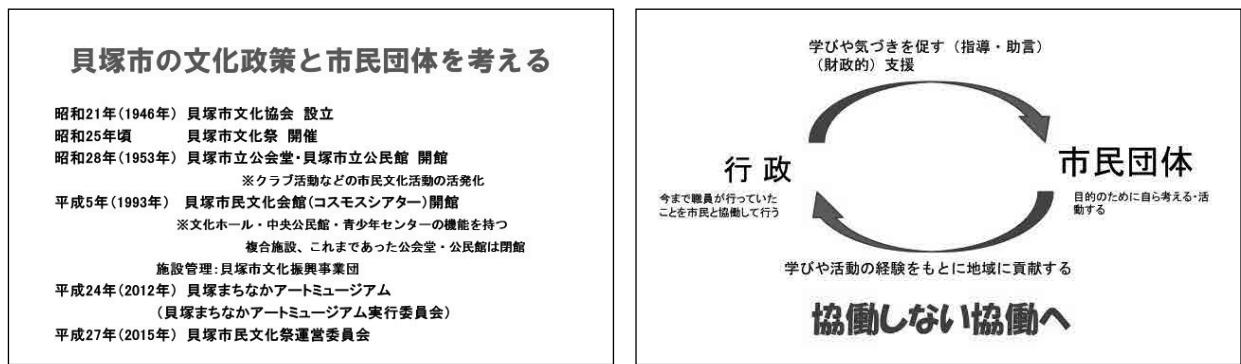
▼団体：各事業、定例会の司会進行、準備、会計管理など

▼行政：各事業、定例会の資料作成、補助金手続き、荷物の運搬、保健手続きなど

○課題：

- ・高齢化に伴う会員数減少などにより、行政の負担が増加傾向にある。設立以来、行政が団体を手厚くサポートしてきたことも、自主性を損なう要因になったといえる。
- ・補助金で活動をする社会教育関係団体であることを踏まえ、親睦だけではなく、地域社会に貢献できるよう、意欲を引き出していく必要がある。そのためには、行政の上手な関わり方も考えていかねばならない。
- ・現代における婦人会の在り方も、時代に即して協議すべきであるとする。

【貝塚市】団体との「協働しない協働」の関係づくりが必要 ……………



○現状：

- ・昭和21年に市民の有志が自主的に「貝塚市文化協会」という団体を設立し、公会堂や図書館などの文化施設建設の要望や文化祭の開催、民俗芸能団体の復興など、市の文化政策に重要な役割を果たしてきた。
- ・しかし、昭和30年代から公民館活動が活発化しはじめ、文化活動の中心が公民館のクラブ活動へと移り、新たな文化関係団体が数多く設立されるにつれ、同協会の役割は急速に変容した。現在はメンバーの固定化・高齢化などにより、新たな事業展開もなく、事務の大半を行政に依存せざるを得ない状態になっており、活動内容も「親睦」の性格が強くなっている。

○課題：

- ・市内には同協会だけでなく、ビエンナーレ形式の現代アートのイベント組織、市民有志により新たに立ち上げられた貝塚市文化祭運営委員会、質の高い芸術文化の拠点としての貝塚市民文化会館など多くの文化組織がある。これらの組織がゆるやかにつながる仕組みをつくり、市民に多様な文化的コンテンツを提供することが行政に求められている。
- ・文化政策に限らず、社会教育において、成熟した市民団体と行政が、どちらか一方的ではなく、双方向から地域の政策課題に関わることができる新たな関係性の構築が求められている。具体的には、団体は主体的に考え、地域のために活動することで地域貢献を推進し、行政はその活動が発展するための助言を行うことで、双方向から地域に関わるサイクルを作ること

ができると考える。団体と行政はお互い自立した活動を進めるが、両者で社会教育を推進する「協働しない協働」が今後は必要である。

☆この節のまとめ

- ① 社会教育関係団体のあり方が多様化しており、活動に即した支援が行えるよう、行政との関係性を改めて考える必要がある。また、支援を行う場合は、公平な基準も重要である。
- ② 団体は活動を通して地域貢献を推進し、行政は団体への助言を通じて地域に関わることで、両者が自立して地域の社会教育を推進する「協働しない協働」が求められている。
- ③ 団体と行政がお互いに自立した関係を構築するためには、団体では取組みを「見える化」すること、行政では団体の活動意欲を引き出すことなどが重要と考える。

第3節. 研修会「関わり方で変わる！」～市民協働と社会教育～

1. 目 的

第2節の冒頭で説明したように、社会教育関係団体と行政がより良い関係となるための方法を探るため、私たちは社会教育行政に関わる職員によるディスカッションが必要であると考えました。

なお、今回は研修会を社会教育分野だけにとどめず、幅広い市民活動と行政の関わりを考える場とすることで、より多くの行政職員に参加いただき、様々な視点からのヒントを得るため、「市民協働と社会教育」をテーマに研修会を開催しました。

2. 概 要

- ①日 時：平成29年2月20日(月) 午後2時～午後5時
- ②場 所：阿倍野市民学習センター 第1研修室
- ③内 容：市民活動を学びの地域還元と捉え、その活性化のために、学び（社会教育）と市民協働（市民活動と行政の関わり）について、事例報告やワークショップ、講師の講評を通して考える。
- ④対 象：主に社会教育、市民協働関係の大阪府下の行政職員（市民活動と行政の関わりに興味のある職員）
- ⑤主 催：社会教育ラボ（マッセOSAKA 広域研究活動支援事業 自主研究グループ）
- ⑥講 師：大阪教育大学教育研究センター 准教授 出相 泰裕 氏
- ⑦参加者：田尻町社会教育課、守口市コミュニティ推進課・高齢介護課・生涯学習課、箕面市文化国際室、吹田市まなびの支援課、島本町福祉推進課、四条畷市教育部公民館・地域教育課、マッセOSAKA、社会教育ラボメンバー 計16名

3. プログラム

研修会の前半には、第2節で示した、社会教育ラボメンバーの関わる5市の社会教育関係団体と行政に関わる現状と課題をプレゼンテーションし、参加者へ問題提起を行いました。

後半では、グループ別にディスカッションを行い、社会教育関係団体と行政の関係性だけでなく、様々な市民活動と行政との関わり方まで、各参加者の視点を交えながら課題解決のヒントを探りました。



今回、講師を依頼した出相先生には、研修会の監修をいただき、前半のプレゼンテーション及び後半のディスカッションを踏まえ、今後の市民協働と社会教育に関する展望について講演を頂きました。

4. 研修会の感想

参加メンバーの所属する部局はさまざまで、市民との協働について悩みを抱えている職員の参加が見られました。

グループディスカッションでは、団体や市民とのより良い関わり方、事業への参画を促すための方法など、様々な意見を出し合うことができました。今回の研修会は直接的な課題解決の場ではありませんが、参加者が他市の意見やラボメンバーの事例発表、出相先生の講評を参考にして頂き、今後の業務のヒントになれば幸いです。

市民や団体との関係を築いていくためには、市民や団体への働きかけも大切ですが、業務を担当する職員に対しても課題発見、学びや知識の習得が求められます。その上で、市民や団体と考えを共有することが必要であると感じました。

5. 出相先生の講評概要

社会教育関係団体と行政の課題について、そして、ラボメンバーが抱えている課題について、専門的な見地より講評を頂きました。

「社会教育関係団体は昔からの課題。今年度の社会教育年報で、団体の実体として社会教育関係団体なのか、趣味娯楽団体なのか、減免目的のために登録されている団体なのか曖昧になっていると」の内容が掲載されていた。

また、月刊社会教育の中の論文では、伝統的な社会教育関係団体の認定と再評価という事態の常



套化が、行政における団体との関係を温存させている。非常にタイムリーな話題。他ではあるが、『学びあい講座』という場を有志で企画している。困っているテーマに対しみんなで考える取り組みである。同じように、今回なかなか答えのない問題だが、重要なテーマに取り組んでいる。

今回、社会教育ラボのメンバーからいろいろ報告があった。泉大津市からは、伝統的な団体とNPOの対比の話があった。阪南市からも出てきたが、体育協会が挙げられていた。池田市からはPTAを強化することによって、活性化できるのではないかとご自身の実践をふまえた話があった。動機づけ研究の中で、人気、ギャップ、価値づけというものがある。大変おもしろく聞かせてもらった。守口市は、婦人会の活性化だが、泉大津市の婦人会活性化モデル『何ができるか話し合う』というものが目についた。守口市でも自分たちで話し合ってもらうとか、研修の部門を活用するとか、身近な事例を示して『それならできる!』とか、そういったことを研修でやるのがいいのではないか。貝塚市は、一緒にやらない協働、ぜひ深めていただきたい。どの事例もおもしろいので、深めていただければと思う。団体の問題もあるが、そこに携わる職員のコーディネート力が重要である。」

☆この節のまとめ

研修会を通じて、社会教育関係団体と行政の関わり方の課題は、社会教育以外の領域（市民活動と行政の関わり）でも類似したケースが見られることが分かった。団体や市民に働きかけることも必要だが、そこに携わる職員のコーディネート力が重要となる。

➡ 第3章では、社会教育関係団体と行政の協働が進められている先進事例を報告します。

第3章 先進地の事例から (神奈川県横浜市・長野県阿智村の視察報告)

→この章のPOINT

- ①社会教育関係団体と行政の関わり方を学ぶため、視察した先進地の事例を報告します。
- ②先進事例Ⅰ：神奈川県横浜市
市民協働の先進地として、行政が団体の自主的な活動を支援できる仕組みを報告します。
- ③先進事例Ⅱ：長野県阿智村
「住民のやりたいことができる村」を実現した、行政の考え方や取組み事例を報告します。

1. 視察の目的

社会教育及び市民協働に関する先進的な取組みを行う地域において、現場で実際に起きていることや、取組みへの理念などについて直接話を聞くことで、資料を見聞きするだけでは捉えにくい市民の思いなども含め、より詳細に理解することを目的に視察を行いました。また、市民協働の先進地であり、人口の集中する大都市である自治体（神奈川県横浜市）と、社会教育の先進地であり、山間部に位置する自治体（長野県阿智村）との対比を行うことで、その共通事項及び相違事項を明らかにすることを目指しました。

2. 先進事例Ⅰ：神奈川県横浜市【視察の概要】

日 時：平成29年3月3日(金) 午前10時～12時

場 所：横浜市役所生涯学習文化財課内、社会教育コーナー

担当者：横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課生涯学習係長 武井 陽子 様

横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課生涯学習係 吉見 江利 様

横浜市社会教育コーナー 事務長 福島 伸枝 様



3. 先進事例Ⅰ：神奈川県横浜市【視察の詳細～市民活動と生涯学習～】

①横浜コード（資料集③ P27～P28参照）

まず、横浜市を視察先に選んだのは、横浜市が国内で初めて市民協働に関する一定の決まりを設定した、いわば市民協働の先進地であったからです。いわゆる「横浜コード」（「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」）を示したのが1999年3月であり、その後も市民との関係の規定について整備を進め、現在に至っています。

②市民活動・生涯学習支援センター（資料集③ P18参照）

横浜市には社会教育法で定める公民館は設置されていません。市民局市民活動支援課及び生涯学習文化財課で一緒に所管している「市民活動・生涯学習支援センター」が、各区に整備されています。

センターでは、活動の目的が学習であっても、市民活動であっても、情報の提供や相談、機材の貸出しが行われており、市民交流も行えるようになっています。

運営状況は、指定管理者への委託や直営など、各区センターによって異なります。

③社会教育コーナー（資料集③ P18参照）

市民の自主的な活動の場であるとともに、各支援センターの職員への情報提供及び相談支援の拠点になっています。生涯学習文化財課と市民局市民活動支援課の職員が連携して、職員育成プログラムを設計し、コーナーとも連携して啓発が行われています。コーナーの職員は、各支援センターの職員からだけでなく、広く行政職員からの相談も受け付けています。

④現在の生涯学習・市民活動支援

支援として、「補助金を出す」「減免する」「委託する」もしくは「アイデア・企画を広く募集する」などの方法が中心となっています。自らの為に実施する発表会などへの補助は実施されていません。団体運営費補助も行っておらず、全て事業費補助となっています。

▼補助金について

- ・補助を受けた団体は、報告会で報告を行う必要があります。他の団体と交流することで、他の団体活動を見る機会となり、自身を見直すきっかけになっています。
- ・地域の担い手の育成や趣味的要素の強い団体を地域還元につなげるために、職員は公の施設や福祉団体との連携、活動の公益性をアピールすることなどのアドバイスをしています。

▼減 免

- ・各地区に地区センターやコミュニティハウスがあり、趣味的要素の強い団体も活動していますが、施設利用料の減免対象は市が主催または共催する行事などに限られ、その他は各自で

費用を負担しています。

⑤横浜市視察から得たキーワード

○教育委員会が活動を把握している社会教育関係団体はPTAのみである。

○団体運営費補助はなく、全て事業費補助である。

○市民活動と社会教育は切り離せないものという認識である。

○人材（現場の職員）育成の重要性

- ・窓口で対応する職員の助言、様々な役割を担う地域住民のコーディネート、状況に合わせての繊細な対応が、社会教育や市民活動の分野では重要になる。

○地域のキーパーソン（担い手）について

- ・地域のキーパーソンをいかに見つけるか、ということがキーワードであり、現場職員の共通認識として存在していた。
- ・「研修をがんばっていること＝キーパーソンが育っていること」ではない。キーパーソンを育てることは難しい。
- ・システム（制度）をどれだけうまく作っても、結局それを運用していくスキルが必要であり、システムは運用する人間のさじかげんで大きく変わる。嘱託職員（各区にいる市民と直接的に生涯学習を通した関わりをもつ職員）の方に力を発揮してもらう仕組みがあることが前提で、キーパーソンが生きてくる。人を動かすシステム＋ α が必要。
- ・キーパーソンを見つける人がいることと学びの場を提供すること、そして、これらを後に継承するシステムが必要であると職員は考えていた。

<参考>神奈川県横浜市担当者より頂いた資料

※1～4のみ巻末の資料集③（P17～P28）に掲載

1. 生涯学習関係施設職員への支援についてなど区役所、社会教育コーナー、生涯学習文化財課の役割分担を図式化したもの
2. 事前質問への回答兼レジュメ
3. 横浜市生涯学習支援HANDBOOK～市民活動・生涯学習支援センター編～（資料は目次のみ）
4. 生涯学習YOKOHAMA（パンフレット）
5. 本市の社会教育関係団体に対する補助金について（意見具申）
6. 横浜市の社会教育と市民活動に関する年表
7. はぐくみプロジェクトの取り組み（図）及び年表
8. 学習情報提供と学習相談の実際
9. 第3次横浜市生涯学習基本構想 学びあう人生、ともに育つ地域へ
—「ちから」を育む・生かす・つなぐ—

10. 社会教育コーナー利用登録団体会員募集团体一覧2016

4. 先進事例Ⅱ：長野県阿智村【視察の概要】

日 時：平成29年3月4日(土) 午前10時～午後2時

場 所：満蒙開拓平和記念館、きたせんと（ランチインタビュー）、駒場区自治会館

担当者：林 茂伸 様

地域おこし協力隊 植松 史歩 様、本柳 寛人 様



5. 先進事例Ⅱ：長野県阿智村【視察の詳細～（やる気のある）住民が何でもできる村～】

①村づくり委員会（資料集④ P40）

- ・「村づくり委員会」とは、村全体に関わる課題についての学習、研究に対する支援制度のことです。
- ・村民が自発的に行う村づくりの事業の経費に対し、予算の範囲内で支援が行われます。自分たちの好きな研修を企画できるところが、この制度の魅力です。
- ・目的が「学び」であれば、100%の補助率で補助金支援を受けることができます。申請の時期や締切は設定されておらず、活用しやすい制度となっています。ただし、10万円を超える場合は事前に行政に相談する必要があります。
- ・担当者の林氏も「審査が甘いという評価をされるかもしれない。例えばメンバー5人で20万円の講師を呼ぶなど、一見費用対効果面から考えれば一般的な行政担当者が許可しにくい内容の事業となっても良いと思っている。」と述べており、村人を信頼するスタンスのもと、制度が上手く運用されていると感じました。
- ・林氏はまた、「本気になってやる人が5人いれば村は変わる。職員も同様である。意識の高い人はこの制度をよく使い、よく勉強している。」とも述べており、村での制度の重要性が伺えます。

- ・「村づくり委員会」の事業には現在約70のグループがあり、毎年その内の約5グループが、3月の事業発表会で発表を行っています。「税金が1円でも入っていたら報告するのが当然である。公費を使う以上、必ず報告を行う」というスタンスで実施されており、報告書はペーパーで提出されます。
- ・「行政は金ではなく、住民と一緒に考えることが大事である。村づくりを職員は徹底的に勉強しなければいけないと思っている。クレームや要望を持ってくる住民を敬遠しがちな職員もいるが、課題を行政にもってきてくれる村人はありがたい。一緒に考える。」（林氏談）

②文化イベント補助事業

- ・一般の村民を対象とした文化イベント事業を行う際に、最大で経費の半額が補助されます。村民が事業に取り組む中で、村内の文化活動を活性化し、村全体の文化の向上を図ることを目的としています。

③阿智村のキーワード

○社会教育関係団体はない

- ・特定の団体を認定することは行っていない。任意団体であっても、NPO団体であっても、団体の認定は意味がない。自由に活動できる団体であれば、内容は深く問わないというスタンスであった。
- ・何らかの線引きをする方が難しいという見解で、村内の公共施設についても、政党や宗教に関係する団体及び営利目的の団体のみが有料であり、それ以外は無料となっている。

○団体補助は原則として存在しない

- ・青年団と婦人会に対し、過去に補助金を支出していたようであるが、今は支出していない。読書活動補助金や子育て補助金が設けられている程度である。
- ・なお、一部の団体（子ども会、体育協会、スポーツクラブ）は、行政内に事務局が設けられている。

○職員の重要性について

- ・どれだけ素晴らしい制度があっても、それを適切に運用する職員が必要である。社会教育に第一線で関わってこられた林氏や、現役の行政職員のエピソードから、明確な理念を持って取り組んでいる職員が多いことなど、阿智村の社会教育を支える質の高い職員の姿がうかがえた。
- ・村内では独自に社会教育研究集会なども実施されており、通算で50回にも上るほどである。

○住民の自主性に任せる制度

- ・「村づくり委員会」をはじめ、やりたいと思う住民を全力でバックアップできる仕組みと職員の存在があった。また、税金を使う場合の報告が義務づけられているため、報告の過程で住民同士が自分の取組みと他人の取組みを比較できるきっかけとなっていた。

- ・ 住民主体の村づくりの根幹には、主体性と責任を持つ住民がいると感じた。
- ・ 村の予算づくりに住民が参加できる制度が存在した。予算が可決された場合は、その理由について、行政が資料を作り、村議会議員が住民にフィードバックする仕組みがもうけられていた。
- ・ 「住民が予算編成を通して政策に関わっている実感を得ると、その動きが変わってくる」（林氏談）
- ・ 団体の存続が危機的になった際、その団体にどう関わっていくかの質問に対し、林氏は「存続も継続も自主団体次第で、自ら頑張るのであれば支援しますよ」と答えるそうであり、意欲があるなら全力でサポートするというスタンスであった。

○その場所（阿智村）を選んで住んでいる

- ・ 地域おこし協力隊植松氏と本柳氏への取材から、どこに住むのかということに対しての意識が高い人が多いと感じた。彼らは協力隊として3年の任期を終えた後も阿智村に住み続けられるように、仕事を工夫して選んでいた。山間部の場合、交通アクセス等の便利な土地ではなくあえてその場所を選んで住んでいるということが住民に共通している。このため、住民の地域に対する責任感は強くなり、住民の自主性が増す要因になっていると考えられる。

○「そこにあるものを最大限生かすしかない。」

- ・ 林氏の言葉である。住民の力を伸ばすことしかこの人口減少社会でできることはない。泣いても笑ってもここしかない。資源を生かすしかない。よく考えてみると住んで面白いところがたくさんある。村の全てが面白いという全村博物館構想である。

<参考>長野県阿智村担当者より頂いた資料

※1～5のみ巻末の資料集④（P29～P43）に掲載

1. 住民主体の村づくりを目指して（レジュメ）
2. H28（2016）年度 阿智村公民館 事業報告
3. 平成28年度村の予算概要（事業計画書）
4. 人口ビジョン総合戦略 ダイジェスト版
5. 阿智村の将来目標
6. 人口推計結果報告（パンフレット）
7. 第50回阿智村社会教育研究集会資料集

6. 2つの視察を通して ～神奈川県横浜市と長野県阿智村の比較～

人口規模の大きく異なるこの2つの自治体が行う市民協働・社会教育的施策を見比べると、両自治体ともに地域に合った施策を展開していることが分かりました。また、やる気のある市民に対する支援の整備が丁寧に行われてきたことが、この2つの自治体で共通している事項だと考えます。

横浜市は市民との関係性を整理、規定することで、市民の自主活動に対する市のスタンスを示し、

平等公平な支援が行われています。制度化することで市民に広く発信することができ、分かりやすく使いやすい状況を作り出せていることがうかがえました。人口の多い横浜市の施策は、数多くの住民の中から本当に強い信念のある市民を見つけることに適していると思いました。

一方の阿智村では、「村づくり委員会」という制度が、住民1人1人に使いやすいよう設計されています。市民がやりたいと思ったときにすぐに使える制度を用意していることで、きめ細やかに市民の支援ができるようになっていることがポイントです。阿智村の施策は、住民を丁寧に支援して、その人のスキルアップをサポートすることに適していると感じました。横浜市に比べ、より社会教育的な観点から、住民1人1人の力を伸ばすことによる村づくりを図る戦略をとっているのではないのでしょうか。林氏の「そこにあるものを最大限生かすしかない。」という言葉からも、その意図が伺えました。

両者を比べると、横浜市の施策展開は多くの住民の中からよりポテンシャルの高い人材を見つけることに適しており、阿智村の施策展開は人材の発見よりも、住民の力を伸ばすことに適していると考えられます。両者の異なる取組みの背景には、人口の大きな差異をはじめとする、地域の実情があることが伺えます。こうした先進事例を各々の自治体に反映する際には、どちらの戦略が優れているかということではなく、各自治体の情勢に合わせて、バランスのとれた施策を展開する必要があると思います。

7. 視察先自治体職員のメッセージ ～阿智村 林氏より～

長い間空白を置き失礼しました。いつの間にか本格的な秋になってしまいました。10月の上旬にお便りを頂いて、早くお返事せねばという焦りにも似た感じでございました。どうお答えしたらよいかわたしに思いました。

日々地方自治、社会教育の現場で奮闘頂いておられることと存じます。紙の資料でお渡ししたように、住民をお客様扱いする首長が多い中、社会教育の本質に迫ろうとする貴殿たちの研修に対し敬意を表します。

住民は決してお客様ではありません。住民自治という権利を持った主権者です。団体自治権と住民自治権を併せ持つ、憲法に保障された自治決定権を持つ主権者です。地域の事は自分たちで決めるという自治権は、70年前の憲法で初めて保障されました。「お客様」という考えは、住民を行政サービスを廉価で提供する無限の値引き競争に巻き込み、「最後に勝つのは一人だけ」の資本の論理です。コスト意識は当然いつもあっても、地域の小規模な商売を保証することが、実は豊かな地域づくりの母体になることは明らかです。

私たちはそのような観点から、住民が地域を作る事が当たり前という考えで来ました。それは幸いに多くの住民の支持を受け、主体性ある住民からは幾つもの事業提案を受け、自らも動き汗をかき事業を行い、行政と協働して実現してきました。その発想と実行に、社会教育も首長当局も差は無いというのが私たちの立場です。逆に教育委員会部局といえども、住民自治の立場に立たなければ、ほんとの地方自治が育たないといえます。

事業の評価項目を常に気にする必要は感じますが、何を以て事業が進んだと考えるのか。私たちは、住民がどこまでやる気を出したのか、やろうとしたのか、住民を巻き込み支持を集めた活動になったかを指標にしています。所詮自治体にとって、住民の力を高めることなしに将来は無いのです。住民の力を邪魔者扱いにし、「寄らしむべし知らしむべからず」の80年前の発想では、進歩がありません。

リスクを負っても住民の力を信じ、「協働」の仕事を進めることが最も大事です。社会教育団体に補助する・しない、団体と認める・認めない等は枝葉の問題です。それを分かっていたきたいと長々お話ししましたが、実は「協働」の概念は一般化されておられません。行政の都合で勝手に使われていますが、地方自治の本旨の解釈に隔たりがあり、「住民に主権がありその実現に向け住民の動きと共に行政が的確に動く」意味が分かっていないのが現実です。

他の団体と比べてどこが違うというレポートに見えますが、そもそもの考え方がどうなのかをその根源にさかのぼることを大事と思いました。行政は自分たちが担う志は大変大事で、全くそのとおりですが、税金拠出者の住民の気持ちがどこまで汲み取れるのか、規模の大小ではない、地方自治への姿勢を感じます。

2017.11.8

林 茂伸

★この章のまとめ

①先進事例Ⅰ：神奈川県横浜市

市民協働の基本方針「横浜コード」を定め、様々な市民や団体が主体的に活動できるよう、公平に細やかな支援を行う体制が設けられている。支援体制を運用する職員が要となるため、その確保・育成も重視。

②先進事例Ⅱ：長野県阿智村

既存の行政の視点に捉われず、意欲のある住民を手厚くサポートする制度が設けられている。住民を支援する職員体制も充実しており、住民活動を活かした村づくりを実現。

➡ 第4章では、これまでの研究を踏まえ、社会教育関係団体と行政が“より良い”関係を築くために必要な方法について提言します。

第4章 これから求められる 社会教育関係団体と行政の関係について

→この章のPOINT

ここからは、今後地域で「社会教育」が発展していくために、団体と行政がどのような関係を構築し、団体に対して行政がどのような支援を行っていくかについて考察します。

①第1節：社会教育に携わる団体と行政の新たな関係づくりについて

社会教育関係団体を取り巻く社会の変化と、新たな関係づくりに必要な「協働」のあり方を考察します。

②第2節：「協働」を推進するために行政に求められる役割について

社会教育関係団体との協働に必要な行政の役割を考察します。

③第3節：社会教育に携わる団体と行政が「協働」するためのシステムのあり方について

第2節での役割を踏まえ、行政に必要な具体的なシステムを考察します。

第1節. 社会教育に携わる団体と行政の新たな関係づくりについて

はじめに、社会教育に携わる団体と行政の関係について現状と課題を考察し、社会教育の発展のためにどのような関係づくりが必要であるかを考えていきます。

1. 従来型の社会教育関係団体と行政との関係について

第1章でも見たように、従来型の社会教育関係団体は、子ども会や婦人会など伝統的な地域コミュニティと位置付けることができます。これらの団体は、かつては住民と行政を繋ぐ中間的な存在として、様々な地域課題を解決し、社会教育に係る機能を果たしてきました。

こうした背景により、行政は社会教育の推進を団体に任せ、団体は事務運営を行政に任せるといふ、ある面では相互に依存する関係性に繋がっていったといえます。

2. 従来型の社会教育関係団体の課題

しかしながら、社会の変化に伴い、地域における人の繋がり希薄化が進み、地縁による従来型の社会教育関係団体の果たす機能は低下しました。そうした影響もあり、従来型の団体では、活動規模の縮小や、会員の高齢化などの課題が浮上しつつあります。規模は縮小傾向にある一方、歴史的な経緯から、行政に事務運営の一部を依存せざるをえない団体も見られます。

3. 新しい社会教育の担い手の登場

一方で、社会の価値観の変化に伴い、新たな社会的課題や地域課題が増大し、その課題解決のための学習の必要性から、地域住民の学習活動のニーズは広範多岐に渡るようになりました。

こうした背景から、NPO^(※1)やボランティア団体といった団体（本報告では、これらの団体を「市民活動団体」と位置付ける）が、地域によらず、特定の目的やテーマのもとで社会教育を含めた社会的課題と地域課題に取り組んでおり、その活動を活発化させています。

しかしながら、現状の社会教育行政は、自前主義（従来型の社会教育関係団体を活用した社会教育を、行政の社会教育施設で行う）の傾向が強く、新たな担い手となっている市民活動団体の連携は十分に行えていません。

4. 新たな関係づくりのキーワード「協働」

ここまでの考察で、2点の課題が明らかになりました。

- ①従来型の社会教育関係団体と行政は、相互に自立した関係を十分に構築できていない。
- ②新たに社会教育を担う市民活動団体と行政は、十分な連携ができていない。

これらの課題を解決し、地域住民のニーズに応じた社会教育を推進していくためには、団体と行政との新たな関係づくりが必要です。

そこで、本報告では第2章の研修会報告や、第3章の視察報告でも取り上げた「協働」という考え方を提示します。「協働」の意味は「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」です^(※2)。近年の行政の取組みにおいても注目のキーワードとなっているため、その事例を見ていきましょう。

5. 行政における「協働」の事例－1

第3章でもみたように、「協働」の考え方を古くから導入している自治体として、横浜市が挙げられます。同市では1990年代より、市民活動団体との関係づくりにおいて「協働」の考え方が提唱されています。「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」が制定され、「対等」や「自立」といった協働の原則により、運営や財政面でも行政に依存しない、団体との関係構築が実現されています。団体の活動に応じて財政支援を行うケースもありますが、明確な基準のもと、団体ではなく事業に対して支援がなされています。なお、最終的には団体の財政的な自立を促すものとなっています。

6. 行政における「協働」の事例－2

また、大阪府でも、大阪狭山市が市民公益活動を活発化させるため、「協働」の考え方を導入しています。同市では2002年に「大阪狭山市市民公益活動活性化に関する基本方針」を定めたうえで、「大阪狭山市市民公益活動促進条例」「大阪狭山市市民公益活動促進条例施行規則」を設置しまし

※1 従来の社会教育関係団体もNPOに含まれる場合があるが、ここでは、従来の社会教育関係団体以外のNPOという位置付けで記載している。

※2 参考文献：小学館「デジタル大辞泉」

た。同条例・規則において、横浜市と同様に、「自主性の尊重」「対等な関係」「自立化の原則」といった協働の原則を定め、団体の自立に繋がる関係性を構築しています。

さらに、「協働」の視点に基づき、補助金交付方法の改善にも取り組んでいます。自主的な市民公益活動に対し、資金的支援を行うと同時に、団体の事務的能力の向上を図ることを目的に「大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱」を定め、公募・審査を経て交付を決定する補助金制度を導入しました。これに伴い、既存補助金のうち、文化振興と地域福祉に関する補助金の整理・統合が行われました。この交付事業では、交付団体に対して中間評価や事業報告会への参加が義務づけられています。そのため、団体の財政面での自立にも繋げられる可能性のある取り組みとなっています。

7. 社会教育に携わる団体と行政の新たな関係づくりについてのまとめ

以上の考察から、行政は団体と対等な立場で協力できる「協働」の考え方を導入することで、過去からの慣例などではなく、団体の活動内容に応じて、公平な支援を団体に行うことが可能になると考えます。

そのため、従来型の社会教育関係団体に対しては、相互に依存しがちな関係から、お互いに自立した関係に繋げられることが期待できます。また、新たな市民活動団体と行政の連携も活性化できると考えます。

☆この節のまとめ

- ①従来型の社会教育関係団体と行政は、相互依存の傾向がありお互いの自立が難しく、新しい市民活動団体と行政は、十分な連携がとれていないことが課題となっている。
- ②対等な立場で協力する「協働」の考えを取り入れることで、過去からの慣例ではなく、活動内容に応じた支援を公平に行うことができると考える。

第2節. 「協働」を推進するために行政に求められる役割について

ここからは、第1節で考察した「協働」を進めていくために、行政に求められる役割について考えていきます。「協働」は対等な立場での協力関係であり、行政は各団体が主体的に社会教育活動を実践できるよう、支援していく必要があります。

そこで行政に求められる役割として、以下の3点を取り上げ、考察します。

- ①指導・助言・情報提供
- ②場づくり
- ③中間支援

1. 指導・助言・情報提供

社会教育に携わる団体や市民が行政と「協働」を推進するためには、まず地域の課題に対する理解が必要です。そのため、行政は団体や市民に対し、行政の把握する情報を可能な限り提供していく必要があります。

次に、団体や市民は得られた情報に基づき、自ら調査・分析・考察を行い、必要な方策を検討し、行動していくことになるので、行政より課題解決の手法や内容についても指導・助言があるべきと考えます。

なお、団体の運営にあたり、何らかの課題が生じた場合も、行政は団体がスムーズに活動に取り組めるよう、運営上の細やかなアドバイスをすることが求められます。

この他、活動地域外での成功事例に関する情報提供も行い、団体や市民が自発的に学ぶための環境醸成を図ることも重要です。

2. 場づくり

社会教育に携わる団体や市民が事業を推進するために、活動の「場」が必要であり、行政が公共施設や団体が活躍できるシーンとしての「場」につなげられる情報を提供することが有効です。

団体、市民の活動は多種多様であり、従来型の地縁的な社会教育関係団体に加え、特定のテーマを目的に活動を行う市民活動団体も増加しているので、各々のニーズに沿って「場」を提供することができる制度などを整備することが必要です。

なお、「場」の提供を考えるうえで、施設使用料などのサービス面での課題についても検討する必要があります。自治体によっては、従来型の社会教育関係団体に対して、歴史的な経緯から減免措置などを講じているケースもあります。しかし、これまでの考察で見たように、今後行政は「協働」の考え方に基づき、従来の社会教育関係団体であっても、新たな市民活動団体であっても、公平に活動内容や実績を判断することが必要です。そのうえで、使用料減免などの支援を行うかどうか決定する基準を、要綱などで取りまとめることが求められます。

3. 中間支援

地域の課題は多様であるので、社会教育に携わる団体や市民を、連携を必要とする地域の人や場に繋げていくことも、社会教育行政では重要です。

例えば、様々な角度から課題を解決するためには、学識経験者から地域の実情を知る民生委員、町会・自治会の人たちまで、色々な立場にいる人たちとの繋がりをもっていることが重要です。

また、活動領域の拡大を支援するためには、同じ課題を考える団体や市民が交流する機会を設けたり、新たな協力者を得るための勉強会やイベントなどを開催することが有効です。

このように、人や場の繋がりを支援することで、社会教育に携わる団体や市民の活動がさらに活性化していくことが期待できます。

繋がりを支援するには、多くの情報が必要となりますが、行政だけで情報を収集することには限界があります。そこで、「この人に繋がれば、この情報や人、場に繋がる」という「キーパーソン」を把握しておくことが重要です。

そのため、今後はウェブサイトやSNSなども広く活用し、「キーパーソン」や、貴重な情報に繋がる地域の情報提供者を募ることも大切でしょう。

4. 「協働」を推進するために行政に求められる役割についてのまとめ

これまで考察してきたように、協働を推進するために、行政は環境整備や人材育成を図る必要があります。職員には相応の知識と経験が重要です。

そのため、職員自身が研鑽を積むための機会が必要となります。職員によって団体や市民への支援に影響の相違があってはならないので、マニュアルや研修方法を職員で共有し、どの職員でも共通の対応が可能となる仕組みづくりを考える必要があります。

また、職員は団体や市民にアドバイスを行うだけではなく、最終的には団体や市民が自ら課題を解決できるよう導いていくことも求められます。

行政の支援を通じて、団体や市民も成長し、新たな活動や人に繋がることで、「協働」は進んでいくと考えます。

☆この節のまとめ

団体や市民との協働を推進するため、行政には以下の役割、そして役割を担うための知識と経験の蓄積が求められます。

①指導・助言・情報提供

地域課題や成功事例の情報を提供し、団体や市民が自ら事業を進められるよう、指導・助言を行う。

②場の提供

活動拠点となる場を、団体や市民のニーズに沿って公平に提供する制度の整備が必要。

③中間支援

社会教育に携わる団体や市民を、連携を必要とする地域の人や場に繋げる。

第3節. 社会教育に携わる団体と行政が「協働」するためのシステムのあり方について

最後に、社会教育に携わる団体と行政による「協働」を実践するため、行政にはどのようなシステムが求められるか、考察します。

1. 事業への助成については、他の市民活動と合わせて一元化を図る

社会教育関係団体という枠組みの意義が希薄化しつつある現在、社会教育関係団体に対する支援が必要な場合でも、その他多くの市民活動団体への支援と同様に取り扱う必要があると考えます^(※1)。

現に自治体によっては、社会教育関係団体を、多くの市民活動団体の一つとしてとらえ、補助金を支出する場合においても、市民協働の事業に対する補助金と合わせて考慮されている事例があります。

なお、一元化を進めるにあたり、社会教育担当部署と市民協働・市民活動支援担当部局が連携を図ることも重要です。

2. コーディネーターを設置し、相談窓口を充実する

これからの社会教育関係団体の運営や事業を考える場合、行政担当者による団体の育成や助言のあり方が重要です。団体によっては、その存在意義が希薄化する中で、社会教育主事等の高い専門性と経験を有する職員による指導・助言は、団体の活動に大きな影響を与えられと考えられます。

このような高い専門性と経験のある人材は、近年では行政職員として配置されることは困難かもしれませんが、専門職として配置することを考える必要があります。行政と市民（団体）、市民と市民（団体）を繋ぐ役割を担える、いわゆるコーディネーター役として配置することで、団体活動を支援する大きな力になるため重要です。

また、団体活動の質を高めるため、「社会教育コーナー」や「市民活動（支援）センター」といった窓口を設置することも重要です。団体活動に必要・有益な情報が常に提供され、様々な団体や市民が気軽に学習・交流できる場を提供することで、社会教育事業の活性化に期待できます。こうした窓口配置される専門職にも、高い専門性や経験が欠かせないでしょう。

いずれにしても、行政ができることは、これらの人材配置、窓口設置といったシステム（環境）整備とその運用であり、それ以上のことは困難であると考えます。運用の成果を高めるためには、窓口を担う専門職の質を高める必要がありますが、それ以上に団体運営の当事者である市民自らが考え、行動を起こしてもらうことが大切です。いくら良いシステムや制度があったとしても、結局はそれを運営するスタッフと、団体運営に関わる市民の力量によるところが大きいからです。常に

※1 ただし、既存のPTA協議会などのように、役員が1年ごとに変わるような団体には、そのまま適用することが難しいと考える行政担当者は多いと考えられる。運営形態や事業については、本来の社会教育関係団体としての団体運営から考え直す必要があります。

学び行動できる「人」の存在が、成果を大きく左右することになると考えます。

3. 団体活動の評価は市民に委ねる

行政側にしても、団体運営側にしても、人材をどう活かすかが重要ですが、行政が整備した環境をもとに適切に団体運営がなされたとして、その活動評価については、団体活動の活性化のためにも、より多くの市民に委ねるべきだと考えます。

社会教育関係団体としての社会的貢献度や、その必要性を高めるためにも、今以上にその活動内容を多くの市民に認識してもらうことが重要です。そのうえで、補助金を支出されている団体にあつては、補助金額の妥当性も評価されることが求められます。

多くの市民に評価を委ねる方法として、例えば、団体活動の評価するための評価委員会（公募による市民を含む）の設置などが考えられます。ただし、行政担当者の負担が増える方法であつては機能しないばかりか、評価内容のマンネリ化を招く原因にもなります。多くの市民に団体活動の内容を知っていただく、ということを念頭に、活動の成果発表の場として「事業報告会」の開催や、団体同士の交流会・学習会として活動内容の発表や意見交換の場を設けることを提案します。その中で、参加した市民から活動内容に関しての率直な意見を聞き、評価に繋げることができるのではないのでしょうか。

団体運営側も、現状の活動で満足することなく、活動内容をもっとオープンにすることで団体活動の活性化を図る努力をして、より社会的貢献度の高い活動に繋げていくことが必要であると考えます。

また、行政が事務局を担当する場合であっても、より多くの市民に活動内容を示して、より高い評価が得られるよう、団体を指導・育成していく必要があります。補助金支出団体においては、その支出適正化をめざして多くの市民に評価してもらえよう、活動内容を見直さなければならない団体もあるでしょう。このような努力が積み重なれば、社会教育関係団体と行政との関わりも、自ずと適正な形になっていくものと考えます。

もちろん、社会教育関係団体という枠組みだけで考えるのではなく、多くの市民活動団体と一律に考えるという、各担当窓口の一元化が必要だと考えますが、自治会活動などの地縁団体との一元化は、すぐには難しいというケースもあることでしょう。また、社会教育分野においても、市町村によって様々な団体活動が行われているため、どこもが一律の取組を行うことは現実的ではありません。

そのような状況の中で、行政と社会教育関係団体の関係性を考えた場合、団体活動のオープン化を図り、より社会的貢献度の高い活動に繋げるために、「市民に評価してもらうための仕組みづくり」の構築をめざすことは大切だと考えます。

4. 本来の協働のために ―市民・団体が自ら企画し、行政とともに社会教育を進める

先述のように、将来的には、社会教育関係団体は他の市民活動団体と一元化して考える必要がありますが、そこまでの移行が難しい場合も多いと思われます。そのような将来を見据えたうえで、

これからの社会教育関係団体と行政との関係性を考えた場合、今まで以上に団体が自らの存在意義を考え、活動主旨に基づいた事業運営を行う必要があります。特に行政の補助金対象になっている団体は、地域住民から事業についての評価をしてもらう様なシステムを取り入れることで、団体運営の活性化、事業補助金額の適正化が図れるものと考えます。

行政で市民協働を行う部局では、広く市民からの事業提案を募っている自治体も多いですが、社会教育の分野においても、そうした事業提案のシステムを構築することで、事業活性化のための一つの方策になると考えます。

提案事業に対する評価委員会までは構築できないとしても、

- ①「団体自らの活動主旨に基づき行政との協働事業を設定し、市民に公表する。」
- ②「事務局（行政担当者が多いと思うが）と協力して事業を実行し、事業終了後には事業報告会で市民の評価を受ける。」
- ③「自ら考え、市民に公表し、報告会で事業の達成度を問う」

といったプロセスを取り入れるだけでも、団体活動には大きな活性化をもたらすことになります。

また、事業の達成度に応じて、補助金額の増減・再配分（より意欲のある団体への補助増加）を行うことや、補助期間を設定することで、団体活動の自立化が期待できます。

団体によっては、このようなプロセスに適應できず、将来的な淘汰が懸念されるケースもあるでしょう。しかしながら、団体活動の画一化やマンネリ化を回避することは、社会教育を推進するうえで必要不可欠であり、団体活動を精査し、その整理や統合も含めて団体に提案することが必要となります。

行政が団体活動に対する支援を精査したうえで、将来的な団体活動に対する支援制度の一元化へ進むという方向性は、これからの社会教育関係団体の存在意義を考えるうえで重要だと考えます。

市民や団体が自ら企画し、行政と協力して事業を進める。達成度に応じて、市民から評価を得る。評価に応じて、団体がマンネリ化することなく、常に学び、発展していく。こうしたプロセスを少しずつ歩んでいくことで、協働が進み、社会教育の発展に繋がると私たちは考えています。

☆この節のまとめ

社会教育に携わる団体と行政が協働するため、行政には以下のようなシステムを構築することが求められます。

- ①社会教育関係団体という枠組みが希薄化していることを踏まえ、事業への助成については、他の市民活動と合わせた一元化を推進する。
- ②団体を支援するため、市民や団体と行政を繋ぐコーディネーターを設置するとともに、有益な情報が提供され、学習・交流のできる相談窓口の充実を図る。
- ③社会教育に携わる団体の、社会への貢献性や必要性を高めるため、活動内容から補助金などに至るまで、多くの市民が評価できる仕組みを構築する。
- ④団体が自ら行政と協働する事業を企画し、市民の評価を常に受けながら、マンネリ化に陥ることなく、常に学習し、発展していくことのできる仕組みを構築する。

講 評

大阪樟蔭女子大学学芸学部 萩原 雅也

この報告書は、地域の社会教育活動を担う社会教育関係団体と社会教育行政の関わりという、現代の社会教育を考えるうえで欠かせない重要なテーマについて研究したものである。その内容は、社会教育関係団体の定義の再確認、大阪府内市町村へのアンケート調査と「社会教育ラボ」メンバー5市の事例をととした現状・課題の把握、研修会での協議、社会教育関係団体との「より良い関わり方」の先進事例の調査という多面的で実証的な方法によって構成されている。さらに、これからの社会教育関係団体と行政の関係については、「協働」に基づいて進められるべきであるという考え方を提示したうえで、そのための社会教育行政の役割や行政システムづくりの方向性についてもまとめており、今後の社会教育を振興するうえで示唆に富んだ報告となっている。

本報告書が焦点を当てている社会教育関係団体は、第1章に記載のとおり社会教育法第10条に規定されているが、1949（昭和24）年の同法施行以前から、社会教育行政と関係を持ち続けてきた。たとえば、青年団は、1905（明治38）年に、文部科学省によってすでにその指導と設置奨励が指示されている。同様に、戦後の教育改革によって各学校に設置が進められたPTA（Parent Teacher Association）をのぞく、婦人会等の地域を基盤とする多くの社会教育関係団体も、戦前から社会教育行政と深く関係を持って活動してきた。社会教育関係団体、さらに同団体と社会教育行政の関係を考えるときに、このことも忘れてはならないように思われる。現在の社会教育関係団体と社会教育行政との関係における課題について、一つの側面として社会教育関係団体の行政への依存が指摘されている。第2章のアンケート調査でも、特に団体の事務局機能をはじめとする業務負担、毎年度の補助金交付や施設使用の減免措置などの手厚い財政的支援が、回答の中で問題としてあげられており、多くの市町村で同じ課題を抱えている実態が明らかになっている。

しかしながら、本報告の中でも言及されているように、社会教育行政が団体活動を利用し、団体活動に依存してきたというもう一つの側面も大きいと思われる。先に述べた青年団の設置が進められてきたのは、明治後期に小学校の就学率が向上していく状況のもとで、小学校卒業後の青年教育を進める場としての機能を団体活動に求めたのである。婦人会などの団体活動も、行政による講演会開催など社会教育の場として同じように利用されてきた。「社会教育の団体中心主義」ともいわれるが、戦後の高度経済成長期に至るまで施設を設置する財政的余裕が十分でない中では、社会教育行政が効率的な集合学習の場を地域の団体活動に求め、それに依存してきたことは否めない。戦後に公民館をはじめとする社会教育施設が充実し、学習の場として利用することができるようになった現在でも、講座やイベントの開催に当たって社会教育関係団体に周知し、その組織に頼って募集を行うことはままあるのではないだろうか。さらには、各種審議会等の委員の人選に際して団体の関係者を当て職としていたり、団体からの推薦に頼っていることはないだろうか。社会教育関係団体が行政に依存している（いた）だけではなく、社会教育行政が社会教育関係団体に依存している（いた）という相互依存の関係として、両者の関係性をあらためて明確に認識しておく必要が

あるだろう。

このような現状と課題を打破し、新たな関係性を築く視点として提示されているのが「協働」である。「協働」が求められる理由として、第4章第1節では、「従来型」の社会教育関係団体の活動規模の縮小や構成員の高齢化とともにNPOやボランティア活動団体といった「新しい」社会教育の担い手の登場をあげている。さらに、自治体側の事情として役所の人員削減や財政状況の悪化もあげられるであろう。

第4章第2節では、「協働」を進めるために社会教育行政に求められる役割として、指導・助言・情報提供、場の提供、中間支援があげられている。つまり、補助金交付や事務局機能を引き受けるといった直接的な活動支援から、団体活動の自立性を担保した間接的支援に移行すべきという提言である。社会教育行政にこのような役割が必要なことは、本報告書を読まれた多くの関係者の賛同が得られるものと思われる。

しかしながら、すでに市民協働や公民協働を政策理念として掲げている自治体は数多いが、ともすれば従来からの行政と団体の従属的な関係の焼き直しにすぎないという例を見受けることがある。もともと、行政と市民団体の持つ資源や組織力には圧倒的な差異があり、そのような非対称な関係の下で「支援」はともすれば一方的なものとなりやすい。社会教育関係団体の側が、常に行政からの指導・助言を待ち、場を提供してもらえる範囲で活動を行うことにとどまってしまうようであれば、団体活動の活性化は期待できず、逆に財政面や運営での直接的支援が薄くなることによって、活動の衰退を招くだけであろう。このような状況に陥らないためには、まず、社会教育行政も社会教育関係団体も、「協働」関係の前提となる主体性・自律性をしっかりと確立する必要がある。

さらに、社会教育行政には、社会教育関係団体に対して支援を行うという立場から、団体からの「支援を受ける」というような姿勢への変化が求められる。地域の状況は、役所より、地域に密着した活動を行っている社会教育関係団体の方が熟知していることが多い。たとえば、地域の子ども・家庭の現状や変化について、肌で感じる情報を持っているのは子育てグループやPTA等の関係者であろう。そのような団体関係者からの声に耳を傾け、その意見を柔軟に施策に取り入れたり、社会教育事業実施に際してアドバイスを受け、企画提案を受けるといったようなボトムアップに基づく関係を日常的に持ち続けることが、対等な「協働」への第一歩となるだろう。

本報告書の最後には、「協働」のための行政システム構築が考察され、4つの方向性が明示されている。これを要約すれば、社会教育関係団体との「旧い」関係性をNPOなどの市民活動団体に対する「新しい」関係性に統合していくためのプロセスを明示したものであるということができよう。特に、団体活動の社会への貢献性・必要性を市民参加によって評価し、変化し、成長し続ける仕組みを構築しようという提言は示唆に富んでいる。これらの提言がこれからの社会教育行政に活かされていくことを望みたい。

あとがき

社会教育の進め方って、これで良いのだろうか？

そんな素朴な疑問を抱えた職員が1人、また1人と集まって、「社会教育ラボ」の研究はスタートしました。

社会教育の在り方は、1つではありません。自治体によって範囲も方法も様々であり、議論に行き詰ることも多々ありました。しかしながら、多様であるからこそ、6人で集まり、今そこにある課題を持ち寄って議論することは、職場だけではできない貴重な経験となりました。

毎回、1人では気付かなかった発見があり、議論を深めていった勉強会。市民協働と社会教育をテーマに様々な立場の職員と話し合った研修会。横浜市、そして長野県の阿智村という、対照的でありながら、ともに市民協働を先進的に進めている自治体の視察。そして、学びの度に語り合い、仕事を見つめ直すきっかけとなった、懇親の場。ラボでの2年間を通じて、「ある課題を持つ者が共に集い、繋がりを育みながら、その課題を解決していく」という、まさに社会教育活動を実践することができました。2年間の活動成果は、時間的制約もあり、粗削りではありますが、各々の自治体での見識だけに捉われることなく、「これからの社会教育を考える」研究に繋げることができたと思います。

1つの答えがない社会教育を研究する過程で、私たちが見つけたキーワードは、本報告書にも度々登場する「協働」の考え方です。市民や団体のあり方が今後さらに多様化しても、行政との「協働」の姿勢が欠かせません。市民や団体が主体的に行政と協働しながら、ともに社会教育を推進することで、さらなる発展に繋がっていくと、私たちは考えます。この研究を通じて得られた考え方が、私たちの今後の仕事はもちろん、社会教育に携わる皆さまの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、大阪樟蔭女子大学の萩原先生、大阪教育大学の出相先生、横浜市の武井様、吉見様、福島様、阿智村の林様、植松様、本柳様、大阪狭山市教育委員会様、その他私たちの研究活動に暖かいご支援、ご協力をいただきました全ての関係者の皆さまに、心よりお礼申し上げます。

平成29年12月

「社会教育ラボ」一同



資料集

資料集① 各自治体へのアンケート調査票

調査Ⅰ．行政と社会教育関係団体との関わりについての基本調査

(1) 貴自治体の名称、回答者の所属部署名、役職・氏名を下の回答欄にご記入ください。

自治体名			
部署名	ご担当者名	(役職)	(氏名)

(2) 社会教育関係団体について、条例や規則などで定められていますか。

下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

1. 定められている（選択肢1を選択 → 設問(4)へお進みください）
2. 定められていない（選択肢2を選択 → 設問(3)へお進みください）

(回答欄)

(3) 条例や規則などが定められていない理由を下の回答欄にご記入ください。

(回答欄)

(4) 社会教育関係団体に関する登録制度はありますか。

下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

1. ある（選択肢1を選択 → 設問(6)へお進みください）
2. ない（選択肢2を選択 → 設問(5)へお進みください）

(回答欄)

(5) 社会教育関係団体に関する登録制度がない理由を、下の回答欄にご記入ください。

(回答欄)

(6) 貴自治体が社会教育関係団体に対して実施している支援の内容について、当てはまるものを

全てお選び頂き、下の回答欄に○印をご入力ください。

選択肢	回答欄
1. 施設使用料等の減免	
2. 自治体の広報紙掲載	
3. 後援名義の使用	
4. 補助金の支出	
5. 事業に対する助成金などの支出	
6. 事務局事業の支援	

調査Ⅱ. 社会教育関係団体の現状・課題、並びに課題改善についての調査

この調査Ⅱは、各社会教育関係団体の事務局担当の方(行政担当者含む)がご回答ください。
また、各団体別の調査となっておりますので、団体毎にシートをコピーしてご回答くださいますよう、お願い致します。

調査Ⅱ-1. 社会教育関係団体の現状・課題についての調査

(1) 担当している団体名(正式名称)を下の回答欄にご記入ください。

(回答欄)

(2) 団体の活動分野について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

(回答欄)

1. 学習活動(例: ○○学習会、地域活動連絡協議会、消費者協会、子育て支援会など)
2. スポーツ(例: 体育連盟、テニス協会など)
3. 文化・芸術(例: 文化協会、美術協会、音楽連盟など)
4. 青少年(例: ボーイスカウト、青少年育成会、子ども会など)
5. PTA(例: ○○市PTA協議会など)
6. 婦人会・老人会(例: ○○市婦人団体連合協議会、○○市女性会)
7. その他

(回答欄)

(3) 団体の年間の事業数を右の回答欄にご記入ください。

※事業とは、団体の年間の決算書、事業報告書などに記載されているものを指します。

(回答欄)

(4) 団体の事業内容の課題について下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

※選択肢4を選んだ場合は、内容も下の回答欄にご記入ください。

1. 特にない
2. 市民に有益な事業となっていない
3. 参加者が減少している
4. その他(内容を下の回答欄にご記入ください)

(回答欄)

(5) 団体の財源(収入)の状況について、最も近いものを下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

※設問に含まれる「自主財源」は会費や事業収入など、「補助金・助成金など」は公的な行政機関からの補助などを指します。

1. 9割程度が自主財源、1割程度が補助金・助成金など
2. 7割程度が自主財源、3割程度が補助金・助成金など
3. 自主財源と補助金・助成金などの割合が半数程度
4. 3割程度が自主財源、7割程度が補助金・助成金など
5. 全て補助金・助成金など

- (6) 団体の財政状況の課題について下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。
※選択肢4を選んだ場合は、内容も下の回答欄にご記入ください。

(回答欄)

1. 特にない
2. 財源が減少している
3. 行政の補助金・助成金の負担が大きい
4. その他(内容を下の回答欄にご記入ください)

- (7) 団体の事務局の設置状況を下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

(回答欄)

1. 団体で独自に事務所を設置(代表者宅など)
2. 関係行政機関内に設置
3. 事務局を設置していない

- (8) 団体の事務員の設置状況を下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

(回答欄)

1. 団体で独自に雇用
2. 会員が無償で実施
3. 行政職員が兼務している
4. 事務局員はいない

- (9) 団体の庶務活動における行政との負担割合について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

(回答欄)

※庶務活動とは、スケジュール調整や会議運営、書類作成などを指します。

1. 行政:団体=10:0
2. 行政:団体= 7:3
3. 行政:団体= 5:5
4. 行政:団体= 3:7
5. 行政:団体= 0:10

- (10) 団体の会計事務における行政との負担割合について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

(回答欄)

※会計事務とは、予算・決算書の作成や通帳管理などを指します。

1. 行政:団体=10:0
2. 行政:団体= 7:3
3. 行政:団体= 5:5
4. 行政:団体= 3:7
5. 行政:団体= 0:10

- (11) 団体の事業運営における行政との負担割合について、下記選択肢より1つお選び頂き、右の回答欄にご入力ください。

(回答欄)

※事業運営とは、事業の企画や運営、事業報告などを指します。

1. 行政:団体=10:0
2. 行政:団体= 7:3
3. 行政:団体= 5:5
4. 行政:団体= 3:7
5. 行政:団体= 0:10

(回答欄)

(12) 団体と行政の業務負担の課題について、下記選択肢より1つお選び頂き、
右の回答欄にご入力ください。

※選択肢5を選んだ場合は、内容も下記回答欄にご記入ください。

1. 特にない
2. 行政負担が大きい
3. 団体役員への負担が大きい
4. 団体会員への負担が大きい
5. その他(内容を下記回答欄にご記入ください)

(回答欄)

(13) 団体の会員についての課題について、下記選択肢より1つお選び頂き、
右の回答欄にご入力ください。

※選択肢4を選んだ場合は、内容も下記回答欄にご記入ください。

1. 特にない
2. 会員数が減少している
3. 会員が高齢化の傾向にある
4. 会員獲得に苦慮している
5. その他(内容を下記回答欄にご記入ください)

(回答欄)

(14) 団体の周知活動の課題について、下記選択肢より1つお選び頂き、
右の回答欄にご入力ください。

※選択肢3を選んだ場合は、内容も下記回答欄にご記入ください。

1. 特にない
2. 団体が十分に周知されていない
3. 周知に必要な人材の確保や環境整備などができていない
4. その他(内容を下記回答欄にご記入ください)

調査Ⅱ－2. 社会教育関係団体の課題改善についての調査

- (1) 団体の課題の内、過去5年間で改善を図ったものを、下記選択肢より**全て**お選び頂き、下の回答欄に○印をご入力いただき、具体的な改善策を回答欄にご記入ください。

※選択肢Fを選んだ場合は、内容もご記入ください。

- A. 事業内容
- B. 財政状況
- C. 事務局業務
- D. 会員獲得
- E. 周知活動
- F. その他(内容を下の回答欄にご記入ください。)

- (2) 設問(1)でお選び頂いた各課題の改善効果について、下記選択肢より1つお選び頂き、下の回答欄にご入力ください。

- 1. 大きな効果が得られた
- 2. ある程度の効果が得られた
- 3. 効果はあまりなかった

(回答欄)

設問(1)		設問(2)
※当てはまる選択肢全ての回答欄に○をご入力ください。 ※選択肢Fを選んだ場合は、具体的な内容もご記入ください。		選んだ 全て の選択肢について、ご回答ください。
回答欄	選択肢	回答欄
回答例 ○	A. 事業内容	1. 大きな効果 2. ある程度の効果 3. あまり無し 2
	A. 事業内容	
	B. 財政状況	
	C. 事務局業務	
	D. 会員獲得	
	E. 周知活動	
	F. その他	
	()	

調査Ⅲ. 社会教育関係団体の取組みと行政の関わり方についての調査

※本調査については、「行政が補助金など(事業に対する助成金なども含む)を支出している目的は、各団体の事業を通して社会貢献を行うことである」ことを前提としてご回答ください。

- (1) 貴自治体の社会教育関係団体が、地域貢献している活動や取組みについて、団体名とその内容を下の回答欄にご記入ください。
※下記の回答例もご参考にしてください。

回答例	
団体名	こども会
内容	こども会会員のみならず、地域の子どもを対象にしたイベント「こどもフェスタ」を開催。地域高齢者から昔遊びを学ぶ体験ブースなど、イベント内で多世代交流が生まれている。

(回答欄)	
団体名	
内容	

- (2) 社会教育関係団体の年間事業が、毎年同じ事業の繰り返しで終わるのではなく、新たな取組みを行うために、担当者として行っている支援や助言があれば、団体名とその内容を下の回答欄にご記入ください。
※下記の回答例もご参考にしてください。

回答例	
団体名	婦人協議会
内容	慣例行事以外に、社会課題に取り組んでもらうため、定例会等で先進事例を紹介すると共に、地域課題についてワークショップで意見を出し合い、団体主体の行動計画を立案。

(回答欄)	
団体名	
内容	

資料集② 各自治体へのアンケート結果参考資料

※報告書第2章第1節「各自治体へのアンケートより考える、社会教育関係団体と行政の関わり方と課題について」において、回答結果の分析を行ったが、下記の自由記述の設問については、注目事例のみをピックアップしたので、回答のダイジェストを参考資料として掲載する。

調査Ⅱ－2 社会教育関係団体の課題改善についての調査

※報告書では注目事例のみをピックアップして掲載しているが、回答結果について、類似回答を集約したダイジェストを下記のとおり掲載する。

▼設問1：団体の課題の内、過去5年間で改善を図ったものを、下記選択肢より全てお選び頂き、下の回答欄に○印をご入力いただき、具体的な改善策を回答欄にご記入ください。

▼設問2：設問(1)でお選び頂いた各課題の改善効果について、下記選択肢より1つお選び頂き、下の回答欄にご入力ください。

A. 「事業内容について」 回答数 50

- 事業への動員等を極力行わないようにした。
- 近隣大学と連携、会員のニーズに合った講演を企画。
- アンケート調査や事業終了後に役員で評価を行い、次回あるいは次年度の事業に反映する。
- 自主活動として地域に還元できる活動を役員会で考え行動に移している。
- 会長含む一部の役員に負担を強いる運営方法ではなく、各部門に事業を割り振り、部門の人が中心になり運営する方法を採用。
- 講演会など講師を呼んで受動的に行うのではなく、企画立案段階から役員が主体となる運営方式に変えた。
- 役員会や専門部会で年間事業計画、事業ごとの振り返り、見直し、年間事業の総括を行い、改善を検討できる仕組みを構築。
- 専門部会（青少年問題・社会問題・消費者問題）を置くとともに、会全体としても広く積極的に社会問題に取り組んでいる。
- 会員のための事業だけでなく、広く市民に啓発ができるような事業内容を増やすことで、団体の活動目的を達成できるよう取り組んでいる。
- 当該団体が主催して開催している教育講演会について、保護者だけでなく地域の方々も積極的に参加してもらえるような充実した内容となるような講師やテーマ選びに重点を置くようにしている。

B. 「財政状況について」 回答数 20

- 会費の繰越金が過大にならないよう補助金を減らすなど調整している。
- 会計事務の一部について、事務局任せの体制を改善。
- 平成27年度に各学校園PTAからの分担金額を見直し、財政状況の一定の改善が図られた。
- 啓発物品の作成工程を一部事務局で行うことにより費用削減をした。
- 財源が減少しているため、事業等に係る費用の見直しをした。
- ホームページ更新業務を委託していたが、作業を事務局へ移行することにより、ライセンス料の支払いだけに抑えた。
- 書類など代表者あてに郵送していたものを、会員への手渡しに変更。事務局が撮影したイベントの写真を販売。
- 以前は、自主財源で事業を実施し、登録している団体への負担が大きかったが平成25年度より、市の補助金を受けることになり、様々な事業を安定して実施することができるようになった。
- 経費の面から事業を見直し、赤字事業の廃止を行った。
- 会員減少に伴い、自主財源がダウンし始め、助成金比率が高くなってくる傾向。会費アップを検討中。

C. 「事務局業務について」 回答数 26

- 事務局員の人数を増やし、運営強化の取組みを行っている。
- 人員計画で人事当局に説明、養成している。（週5日勤務の職員。現在は週4日の再任用職員で対応）
- 会計事務については、役員が担当。また、会場確保や整理等についても、役員の協力がある。
- 地域に直接還元できる事務以外は団体で受け持つように指導する。
- 委託事業の会議回数の削減。
- 社会教育指導員の助言により、レジュメ等の見やすさの改善を図った。
- これまで行政が担っていた会計事務を、役員が無償で行うようになった。
- 市主導から団体主導に切り替えを行った。
- 文書管理や会計事務における決裁基準等、日常庶務の仕組み明瞭化した。
- 活動場所、事務局がないため、行政が他機関との連絡をとるようにした。
- 業務内容や備品管理など、行政と団体で担当があいまいな部分を明確にした。
- 役員や各理事からの意見を収集し、役員会や専門部会で評価を行い、より円滑に事業が進むように改善できるような仕組みの構築。
- イベントの企画運営や決算報告などの業務を団体が自ら行うような組織づくりを行った。
- クラブ員の高齢化等により役員の成り手の方法等の検討を行っている
- 行政及び団体相互で書類を保管し、かつ双方ともデータで残すことにより、団長が交代して

も事務が振興しやすいように改善。

○自立を促すため、事務局業務の一部を実行委員会に委託した。

D. 「会員獲得について」 回答数 17

- 総会において各団より状況報告をするとともに、会員拡充に対する各団の取り組みについて意見交換をしている。会員拡充策を検討している。
- 会議運営を効率的に行うことで、会員が積極的に役員に立候補するようになった。
- スポーツ大会での会員募集のビラ配布や公共施設へポスターの掲示を行った。
- 会員獲得のために、各町会での祭事の際に新規加入の勧誘、声かけを実施。
- 会員減少のため、数年前より存続させるどうか大きな問題を抱え、昨年50周年を迎えた。現在地元大学生の力も借り、新体制でリーダー会を再始動し、会員募集の広報活動を行った。
- こども会への加入を促進するため、4月に小学生を対象に「ともだちたくさんこども会に入ろう」というタイトルのチラシを配布した。
- 会員より新規会員を推薦してもらう仕組みを構築。
- 団体の趣旨に沿った活動グループに声掛けし、会員獲得を継続している。
- 年間2回の会員増強のためのイベントを実施。
- 事業見直しに伴い、役員数の最少化への方向で検討を行う。役員負担が激減することにより、家庭において「こども会」加入の意識を広げることが出来た。
- 以前は、各自治会単位（支部）で構成していたが、単位婦人会の脱会があったため、支部制をなくして個人会員として他の単位婦人会に所属ができるようにした。

E. 「周知活動について」 回答数 28

- 団体のHPを刷新、年一回発行の情報誌に写真や事業内容を盛り込み市民への周知を図った。
- 講座・講演会等の開催を通じて会のPRを行ってきた。
- 行政ホームページ内にあるこども会のページを修正した他、行政のFacebookを活用し、こども会活動を周知させた。
- こども会新聞を会員のみ配布だったが小学生全児童配布にした。
- FacebookやTwitterでの活動PR、学校を通して事業案内チラシを配布。
- 新規のチラシを作成し、周知する機会を増やした。
- 広報誌に、こども会のメリットを市民に訴える内容の記事を掲載した。
- HPなどに事業の様子や役員や各専門部からの報告事項などを頻繁にアップし、閲覧状況などから内容を見直し、改善が行えるような仕組みを構築
- 事業のチラシ等のデザインや色について、目につきやすいものに変更し、また設置場所を増やし、より多くの方に周知できるようにした。
- 事業告知について、ポスターの掲示数を増やすために、ポスター掲示できる場所を新規に開

拓した。

- これまでは事業実施の際の周知、参加者募集は全て役員に任せていたが、役員からの要望により周知方法を全会員へプリント配布に変更した。

F.「その他について」 回答数 5

- 団体の高齢化・人数の減少にともない、団体の負担軽減を図るため、事業のスリム化を図った。

調査Ⅲ 社会教育関係団体の取組みと行政の関わり方についての調査

※報告書では注目事例のみをピックアップして掲載しているが、回答結果について、類似回答を集約したダイジェストを下記のとおり掲載する。

※また、報告書にも記載のとおり、アンケートでは団体の名称についても質問を行っているが、これは団体のカテゴリ別に集計をすることが目的であるので、個別名称の記載は省略する。

▼設問1：貴自治体の社会教育関係団体が、地域貢献している活動や取組みについて、団体名とその内容を下の回答欄にご記入ください。

回答数 89団体（自治体によっては複数回答あり）

団体別に見た、主な取組み

○体育協会関連団体

- ・多種目の大会を開催することにより競技人口の定着や増加を図っている。
- ・市民が気軽に参加できるスポーツ大会、講習会等を複数の体育施設で実施するなど、地域住民が年齢を問わず運動する機会を提供している。

○スポーツ推進委員関連団体

- ・市民を対象としたニュースポーツの体験会やファミリー登山・ウォークラリーなどのイベントを開催。また、市域全校区が参加するスポーツカーニバルを開催し、地域間や世代間の交流を生んでいる。
- ・市の公共施設である市民体育館の指定管理者として、管理運営や老若男女を問わずスポーツを楽しむことができる教室や自主事業を開催している。また、イベントに多数のボランティアスタッフを派遣するなど、市のスポーツ振興における中心的役割を担っている。
- ・市内だけでなく、他府県の小学生から高齢者まで参加できる生涯スポーツ交流バドミントン大会を開催し、スポーツを通して、多世代交流を促進している。

○スポーツ少年団関連団体

- ・スポーツ少年団へ登録している人を対象に、スポーツの知識普及に努めることにより、青少年の育成を図っている。
- ・異年齢の子ども達の触れ合いや保護者間交流の場となることを目的に14団体で組織され、毎年10月には「スポーツ少年団フェスティバル」を開催。
- ・さまざまな地域の子どもから大人まで参加できるスポーツ・レクリエーション活動・野外活動等を実施することにより、多世代交流を促進している。
- ・スポーツ活動だけでなく地域の海岸や公園等の清掃奉仕活動などの社会貢献活動を通して、社会のルールを守り、自然環境を大切にする意識やボランティア精神を育み、心身共に健全な青少年の育成を目標に活動している。

○青少年指導員関連団体

- ・各小学校区において市民協議会が設置され、多くの青少年指導員、子ども会育成者が所属しており、地域での運動会、環境清掃活動、青少年育成活動、福祉活動などを行っている。
- ・青少年健全育成推進事業（地域の方々と青少年との交流を中心として活動）を通じて各中学校区の地域の青少年を対象に自分の意見を発表できる機会として公募による作文を募集し選考の上、優秀作品を自ら発表したり、体験学習や地域の人たちとの交流、オアシス（あいさつ）運動など特色を生かした取組を実施
- ・中学生を対象にしたソフトボール大会を行い、出場地区間の交流を活発にしている。
- ・各小中学校区で行われている取り組みについて協力をし、児童生徒と地域の方との交流を促し、地域の活性化に貢献している。
- ・地域における祭礼巡視、クリーン作戦、環境美化運動、非行防止キャンペーン、犯罪防止啓発キャンペーン、子ども会行事の見回り、校内キャンプの見回り、夜間補導、盆踊り会場の警備、カラオケ店・ゲームセンター等遊技施設の巡視等多岐に亘り活動し、地域に貢献している。

○文化・芸術関連団体

- ・市内小・中学校より子どもを公募して「子ども合唱団」を結成。子どもたちに音楽の素晴らしさを体験頂くことで、次世代の音楽振興に貢献することを目指す。
- ・文化・芸術の振興のため、設立された団体である。年に8回程度、市民を対象とした催し物。また年1回の市民展に積極的に出品を行っている。
- ・市民文化祭を開催して市民が普段の活動の成果を披露する場を設けたり、各団体の育成指導を行うことで、市の文化振興に寄与している。また、自主事業を行うことで、市民が気軽に優れた文化芸術に触れていただける機会を提供している。

- ・「文化サロン」と題し、年に数回いろんなジャンルの催し物を開催（星の観察やジャズコンサートなど）。
- ・市の大きなイベント（産業フェア）に合わせて、地域の親子や子どもたちが文化活動を体験できるイベントとして「文化講習会」を開催している。

○PTA関連団体

- ・保護者・学校だけでなく、地域と連携し、子ども達の見守り活動や地域での行事への参加など、だけに限定しない活動を行っている。
- ・PTA活動の活性化を目指すとともに、学習と啓発の場を提供することで、その資質の向上を図り、家庭教育の振興及び地域環境改善などを目指す。
- ・朝のあいさつ運動や子ども安全見守り隊、地区巡視活動等地域の活動に参加するなど、地域・行政と連携している。
- ・各単位PTAにて家庭教育学級を開催し、家庭、学校、地域の緊密な連携を図っている。
- ・平成27年度実績・PTA交流会・中学校プラスバンド発表会 参加校 25校・体育大会（卓球大会、ソフトボール大会、バレーボール大会）・PTA大会 講演「子ども達の未来のために！」感謝状贈呈、広報誌コンクール入賞校発表・表彰
- ・子どもと保護者そして、地域が一体となった児童の健全な成長をはかることを目的とし、研究大会や研修会を行う事により、親と教師とが協力して学校および家庭における教育に関して、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図る。また、人権研修会の開催により、人権の大切さについて学ぶとともに、人権に対する重要さを身近な地域で広めることができるようにする。

○婦人会関連団体

- ・調理や裁縫等婦人協議会の特技を生かしたプログラムを、学童保育に提供。食育や防災ずきんの贈呈等の活動を行う。
- ・赤十字活動の一環で赤い羽根の募金活動、防火クラブの活動も兼務しているため各地区の防災活動にも積極的に参加し地域へ貢献している
- ・マラソン大会の豚汁に手作り味噌の提供や、ハイキング時にぜんざいのふるまいなど地域の催し物で貢献している。
- ・女性の視点で人権や消費生活、防災、安全など、生活に密着した学習事業を市民に提案し、啓発の場としてきた。今年度も人権問題や消費について考える映画会を企画しており、多くの市民に参加を募っている。
- ・公民館まつりや給食サービス、登下校時の見守り活動、祭礼・泉州国際市民マラソン沿道警備等様々な行事に協力して他団体との交流を図っている。

○子ども会関連団体

- ・子ども会員を対象として、書道及び絵画の作品募集を行い、11月に展示と表彰を兼ねた「こども作品展」を開催。青少年指導員連絡協議会との共催で1月にたこあげ大会を実施。
- ・こどもから年配の方まで、幅広い年齢を対象に事業を開催している。『スポーツスクール』『体力測定会』『グラウンドゴルフ』『ウォーキング』等、毎回趣向を凝らし、各行事に取り組んでいる。
- ・地域のこどもを対象とした「こども会カーニバル」を年一回開催。他の社会教育団体にも参加いただき、地域の協同性を高めている。
- ・こども会活動を通して、たくさんの人とふれあい、年間5回（小・中学生クラブ）を通じて、たくさんの体験、経験をしてもらい、集団遊び野中で仲を思いやる気持ちが芽生え、人に感謝する気持ちが育まれることを目指している。

○その他の団体

- ・クリーンハイキングに同行し木々や生き物の説明をすることで、自分たちの地域の自然や生き物を大切に作る心や態度を育成する手助けを行っている。
- ・市内在住者を対象とした「スポーツ・レクリエーション祭」を開催。地域コミュニティの活性化や生涯スポーツの促進につながっている。
- ・市内の家族を対象とした料理事業「野外料理教室」や市内の子どもたちを対象にした「宿泊キャンプ」を開催。親子兄弟のふれあい、家族間の交流や子どもたちの育成につながっている。
- ・図書館と同会が協働で行う、乳幼児やその保護者・市民を対象とした児童文学に関する講座・講演会（子ども読書活動推進啓発講座・児童文学地域講座等）の開催を通じて、読書活動の推進に成果が生まれている。
- ・スカウト活動体験やバームクーヘン作り、工作等を行う「スカウト体験集会」を実施し、野外での体験を通じて子ども達の豊かな成長に寄与している。
- ・地球の環境を守るために地域を流れる川をきれいな川にし、ほたるが飛び交う水辺を作りたいとのもと水辺環境づくり活動事業に取り組んでいる。
- ・公民館まつりの開催等により、クラブ員のみでの参加だけではなく地域の方々、地区婦人会や複数の障がい者等の作業所の方々の参加を得、露店、クラブ員による作品展示、各クラブ演技発表を通じ交流を図り、地域コミュニティづくりの一助となっている。
- ・各クラブが地域の施設（幼稚園や老人ホーム等）に出向き、発表することにより、交流し、お互いの活性化を図っている。また、ビデオクラブは各種イベントのビデオ撮影を行い、地域貢献をしている。日本語クラブは市内に在住する、外国人が生活に困らないように日本語指導を行い、国際交流を図る活動を行っている。
- ・社会教育関係団体連携事業として、子ども若者支援強調月間の一環として実施している

町内のイベントに各団体が実行委員会として参加し、模擬店やフリーマーケットなどの出店を通じて地域住民の交流と、青少年健全育成に寄与している。

▼設問2：社会教育関係団体の年間事業が、毎年同じ事業の繰り返しで終わるのではなく、新たな取り組みを行うために、担当者として行っている支援や助言があれば、団体名とその内容を下の回答欄にご記入ください。

回答数 26団体（自治体によっては複数回答あり）

○スポーツ関連団体

- ・慣例事業以外に、ニーズに応じたスポーツ振興に取り組んでもらうため、役員会で意見を出し合い団体主体の事業計画を立案。
- ・行事が終了後、定例会にて報告を行い、反省点を出し合うことで、次の行事に繋げている。
- ・理事の中から事業運営チームを発足し、事務局と協働して新規事業の立案や、団体の運営やあり方についての見直し検討を実施している。
- ・市・地域・府等で開催される指導者講習会や交流大会等への積極的な参加を呼びかけ、参加していただくことで、少年スポーツ指導者同士の交流を深めるとともに、指導者の資質向上に努めている。

○文化・芸術関連団体

- ・加盟団体の率直な意見を引き出すため、昨年初めてコンサート終了後に連盟主催の親睦会を開催。その際、加盟団体代表者より「子どもへの音楽振興の取り組み」が提案され、今年度の連盟事業として取り組んでいる。
- ・古典部門は若年層の減少、後継者不足が長年の課題となっているため、文化庁の伝統文化親子教室事業を推進し、事務の支援・助言を行っている。また各協会代表の集まりである理事会とは別に、青年部（実働者）の集まりを計画し、協議会へ積極的に関わり、今後の事業計画にも意見を反映していく予定。また、市民文化祭では大会ごとに様々な工夫をし、子どもから参加する機会を設けています。（演目の解説をつけたり、ワークショップの実施、伝統文化親子教室の成果発表をプログラムに盛り込むなど）
- ・役員が、社会教育委員の会議、公民館運営審議会など、様々なジャンルの会議の委員として出席し、その内容を定例会で報告され、よりたくさんの方々に触れていただけるような恒例事業を実施すべく努めている。

○PTA関連団体

- ・会長会、母親部会で各参加者による意見交換会を実施。各単位PTAの取り組みや、市PTA事業への要望などを自由に議論することで、次年度の活動がより有意義なものになる。

るよう取り組んでいる。

- ・市PTA会員で子育てについて身近なエピソードを題材に、保護者どうしや地域の人と一緒に、親と子の関係や子育ての楽しさについて話し合いグループワークを通じての親学習に取り組んでいる
- ・研修会等で、市内で取り組んでいる内容を紹介し、研修課題のひとつとすることで、PTA役員としての見識を深めてもらい活動の幅を広げてもらう支援をしている。
- ・月一度の役員定例会を開催する事により、役員の意見を尊重し、事業に反映する事を重要視している。

○婦人会関連団体

- ・慣例行事以外に、社会課題に取り組んでもらうため、定例会等で先進事例を紹介すると共に、地域課題についてワークショップで意見を出し合い、団体主体の行動計画を立案。
- ・毎年廃油を使った石けん作りをしていたが、昔は薬局で入手可能であった材料の苛性ソーダが、現在は、毒物劇物取締法の「劇物」に指定されており、当生涯学習センターで使用するのは危険と判断し、事業の廃止を求めました。事業を減らすよりはそれに代わる事業をしたほうが団体の活性化につながるとして、今年度より新たに編物教室を行いました。
- ・定例会において各部会に取り組んでもらうための課題等の情報を提供する。
- ・市民を啓発するための事業を企画する際、助言や後方の支援をしている。また、他団体と連携した事業の場合は、その連絡・調整も支援している。

○子ども会関連団体

- ・事業の見直しの中で、事業の整理を行い新たな事業実施を検討するよう助言している。また、現在、行っている育成者への研修会の内容を検討するよう助言。その中で、講師等の紹介も行っている。
- ・毎年、各地域のこども会代表者向けへアンケートを実施しており、その回答結果を踏まえ、次年度以降の事業計画に反映するように助言している。
- ・市内各方面に貸出グッズの提供を行っており、企業との特典割引など数を増やしている。
- ・現状特に行えていないが、役員の減少に伴う人手不足により慣例行事の実施が厳しくなっているため、今後新たな方策に取り組んでいく必要がある。
- ・行事の準備や当日運営など、前年踏襲で行うのではなく、改善を図ることを助言。・役員負担が大きくならないような運営方法を検討するよう助言。
- ・今後の取組みとして、例年夏に行っている、グラウンドゴルフ大会などのスポーツ行事について、団体と協議をし、別の競技を行うことやスポーツ以外での活動を検討する等、より良いこども会活動を目指していく。
- ・こども会を小学生だけの育ちの場とするのではなく、中学生以上のリーダー力を育み、地

域力がより広く・深く繋がる第一ステップの場としての意識を共有できるよう常に発信。

○その他団体

- ・恒例行事以外については、地域の課題等をクラブ員等との情報交換や社会情勢等を加味して、クラブ協議会と協議を重ね、毎年、各種事業を行っている。

資料集③ 先進地の視察に伴う参考資料Ⅰ ～神奈川県横浜市～

視察先の担当者より頂いた資料の内、下記の資料を参考資料として掲載する。

1. 生涯学習関係施設職員への支援についてなど区役所、社会教育コーナー、生涯学習文化財課の役割分担を図式化したもの
2. 事前質問への回答兼レジュメ
3. 横浜市生涯学習支援HANDBOOK～市民活動・生涯学習支援センター編～（資料はもくじのみ）
4. 生涯学習YOKOHAMA（パンフレット）

生涯学習関係職員への支援について

～研修及び相談・支援等～
(教育委員会生涯学習文化財課)

【第3次横浜生涯学習基本構想】

平成23年11月に、本市の生涯学習推進の基本的な考え方と方向性を示し、各区局において計画する生涯学習関連施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として策定

基本理念

生涯学習を通じて、市民一人ひとりがいきいきと暮らせる「ちから」を育み、さまざまな人々がつながりながら、支えあい、豊かに共生するまち“横浜”を創造します。

基本方針

- 1「ちから」を育む～生き生きと暮らせる「ちから」を育む
生涯にわたって学び続けることにより、変化が著しく多様化する社会の中で、いきいきと暮らせる「ちから」を、市民一人ひとりが育むことを目指します。
- 2「ちから」を生かす～学びや経験から得た「ちから」を生かす～
生涯学習で身につけた「ちから」を地域・社会のために生かしていくことを目指します。
- 3「ちから」をつなぐ～豊かな地域をつくるために「ちから」をつなぐ～
一つひとつの「ちから」をつなぐことで、より大きな「ちから」を生み出し、豊かな地域づくりにつなげていくことを目指します。

生涯学習関係の業務～生涯学習関係職員関連業務を中心に抜粋～

【生涯学習関係職員への研修会等の開催】

■教育委員会生涯学習文化財課

全職員を対象とした「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえ、「生涯学習関係職員研修の基本方針」を策定し、企画・実施します。
〔目標〕自らも積極的に学びの場に参加し、市民の立場にたった学びと活動のための企画立案・相談・助言ができる職員

(主な研修等)

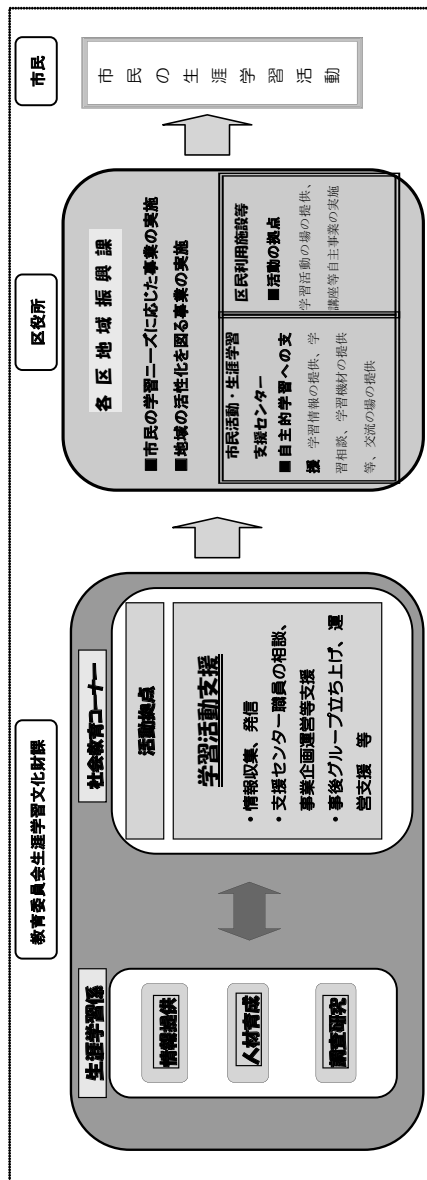
- ・生涯学習関係職員研修
- ・新任者研修、生涯学習修＜基礎編＞実践編・課題解決編＞、スキルアップ研修等
- ・社会教育研究会

○横浜市民の読書活動の推進事業

〔概要〕「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」が平成25年6月に制定、平成26年4月1日施行。読書活動を推進するため、「横浜市民読書活動推進計画(26年3月策定)」に基づき、全体的な広域活動を推進します。また、区役所・図書館・学校との連携により策定された地域特性を踏まえた活動目標に基づき、地域全体で読書活動が推進されるよう区との情報共有会議などを開催します。

横浜市の生涯学習の推進について

資料 1



★社会教育コーナー担当者 電話・fax761-4321

お気軽にご相談ください！

- 担当：神奈川… 東部(鶴見・神奈川・中・南・港北・緑)
- 担当：北見… 西部(保土ヶ谷・旭・泉・青葉・都築)
- 担当：風間… 南部(港南・磯子・金沢・戸塚・栄・西)

社会教育コーナーに「相談・支援担当窓口」

を方面別に設置しました！！

是非ご活用ください！

- 例えば(過去の事例から)、
- ・講師の探し方
 - ・連続講座やイベントの組み立て方や考え方
 - ・地域との関わり方や今後の方針について悩んでいます
 - ・区内公共施設を連携させる方法は？
 - ・グループができたが、今後自立に導く方法は？
 - ・事後グループの立ち上げ方を知りたいのですが…etc
- ノウハウやポイントをお伝えするだけでなく、様々な不安や悩みを引き出し、整理し、その背景を深掘りし、一緒に解決方法を考えます！

社会教育コーナーでは、こんな講座も実施しています！

- ・新担任・担任手育成講座
- ・自治会・町内会の担い手研修会
- ・グループ運営ステップアップ講座 etc

泉大津市視察、事前質問の回答

1 日時

平成 29 年 3 月 3 日（金）10:00～12:00

2 場所

生涯学習文化財課内、社会教育コーナー

3 内容

10:00～10:30 施策概要説明

10:30～11:00 移動

11:00～12:00 社会教育コーナー視察及びヒアリング

4 配布資料

別添のとおり

5 事前質問の回答

①昭和 62 年の社会教育委員会議・意見具申「横浜市における社会教育関係団体に対する補助金について」の内容について見せていただけるか。

→「第 18 期社会教育委員会議 意見具申」添付

②社会教育関係団体と行政との関わりについて、平成 11 年の「横浜コード」にいたるまでとその後で変わったこと等があるかなど経過について。

→別紙「年表」参照

③社会教育関係団体との関係性が変化してきたのであれば、実際にどのように変えていったのか、変わっていったのか。

→社会教育団体のうち、NPO 法人化した団体は、市民活動支援を所管する市民局及び所管施設（男女共同参画センター、市民活動支援センターなど）との関係が深まる傾向にある。

→婦人団体への支援は平成 23 年度の広報活動補助金を最後に終了。その後、女性団体との関係はほとんどない。

④現在、貴市における社会教育関係団体の扱い（定義や支援（特に補助金）や担当課）について

→資料参照

⑤社会教育関係団体と市民活動団体とを区別することの整合性はどのように取っているか。

→社会教育関係団体と市民活動団体とを特に区別することはない。

⑥ 社会教育と市民活動は担当するセクションが違っているが、どのようにすみ分けているか、連携しているか。

→各区に設置した「生涯学習・市民活動支援センター」では、相談や情報提供を行う際に社会教育、市民活動どちらにも対応している（嘱託職員3～4名）。

各区地域振興課では、教育委員会から発令された社会教育主事補が市民の学習や活動を支援している。また、社会教育主事補を補佐する社会教育指導員（嘱託職員1名）が置かれおり、業務内容は区により異なる。教育委員会事務局では、社会教育委員会議の開催、社会教育主事（補）の任命、生涯学習関係職員の研修などを行っている。

市民局では、市民活動支援センター（運営はNPO法人）が、各区支援センター職員の研修を行っている。

教育委員会と市民局は、研修を共催で行ったり、各区の情報共有などを定期的に行うなど連携、協力して、各区の支援にあたっている。（「横浜市生涯学習支援 HANDBOOK」参照）

⑦ 行政内の合意、連携体制の形成にあたって苦労したこと、課題点について。

→支援センターの複合化（平成20年に全区で完了）を行った当時は、市民局と教育委員会が連携し、共に各区を訪問しながら、運営方法などの調整をしており、生涯学習支援と市民活動を連携して行う努力がされていた。複合化から10年が経ち、職員が入れ替わるなかで共有されていた複合化の理念が伝わりにくくなっている。

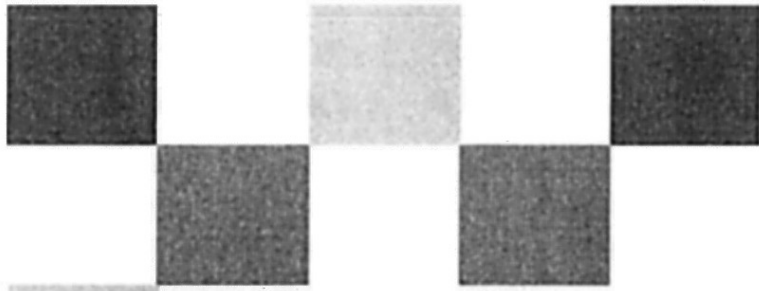
⑧ また、市民活動のセンターと社会教育的意義のある施設を一緒にしているがセンター内の業務やサービス提供はどうしているのか。

→センター職員が対応している。

⑨ 横浜市における社会教育（関係団体も含め）の課題はどんなものがあるか。

→教育委員会内に横浜市の社会教育の変遷（「横浜の社会教育史」）についてまとめられた資料がないため、横浜では戦後の婦人教育を元に社会教育が発展してきたことも、昔のことを知る元職員から口頭で伝承されるのみとなっている。

社会教育主事補は各区地域振興課の業務を兼務しており社会教育専任ではなく、数年で異動することもあるため社会教育の専門的な理念やスキルが根付きにくい。センター職員等の嘱託職員も、学習や団体での活動経験のない人が採用されるケースが増えている。



横浜市生涯学習支援 HANDBOOK

市民活動・生涯学習支援センター編

横浜市教育委員会生涯学習文化財課



横浜市生涯学習支援HANDBOOK 市民活動・生涯学習支援センター編 改訂版

目 次

1 生涯学習支援センター事業の位置付け	・・・ 1
(1) 横浜市生涯学習基本構想での位置付け	1
(2) 第2次横浜市生涯学習基本構想での位置付け	1
(3) 第3次横浜市生涯学習基本構想での位置付け	3
(4) 市民活動支援センターとの複合化	4
(5) 生涯学習推進体制	5
2 市民活動・生涯学習支援センター事業の経緯	・・・ 6
3 市民活動・生涯学習支援センターの運営体制	・・・ 7
4 市民活動・生涯学習支援センターの機能	・・・ 8
(1) 情報の収集・提供	8
(2) 学びや活動の相談・コーディネート	8
(3) 機材・教材の提供(貸出し)	8
(4) 情報交換及び交流の場の提供	8
(5) その他	8
5 市民活動・生涯学習支援センターの実務	・・・ 9
(1) 学習情報の提供	9
ア 学習情報とは	9
イ 情報の収集	10
ウ 情報の分類・整理	10
エ 情報の提供・発信	10
オ 情報を取り扱うときの留意点	11
(2) 学習相談	
ア 学習相談とは	13
イ 学習相談の手順	14
(3) 機材・教材の提供(貸出し)	32
(4) 学習や活動の情報交換及び交流の場の提供	32
(5) 生涯学習のための人材登録制度	32
(6) コーディネート、ネットワーク	32
6 グループ運営と学習支援	・・・ 33
7 支援センター職員(学習相談員)に求められるもの	・・・ 38

(図表目次)

図1-1	横浜市生涯学習基本構想の体系	・・・ 1
図1-2	第2次横浜市生涯学習基本構想の体系	・・・ 2
図1-3	第3次横浜市生涯学習基本構想の体系	・・・ 3
図5-1	市民活動・生涯学習支援センターの学習情報の提供と学習相談の関係	・・・ 9
図5-2	学習者のタイプ	・・・ 13
図5-3	学習相談の流れ	・・・ 14

生涯学習

YOKOHAMA

生涯学習とは？



個人の楽しみや向上のために行われるだけではなく、
仲間とともに、楽しく学びながら、豊かな人生を送り、
自分の考え方や生き方を変えるきっかけをつかむ。
そして学んだ成果を地域や社会で生かしていく。
それが、生涯学習の意義であり、面白さです。

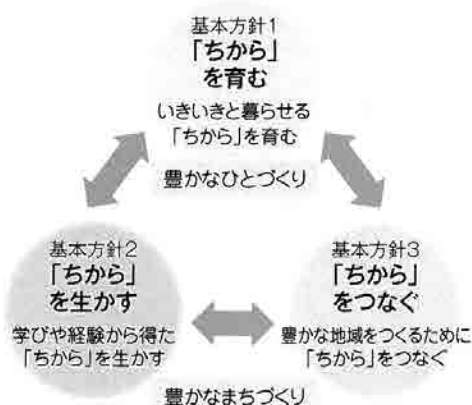
第3次横浜市生涯学習基本構想

—学びあう人生、ともに育つ地域へ「ちから」を育む・生かす・つなぐ—

基本理念

生涯学習を通じて、市民一人ひとりがいきいきと暮らせる「ちから」を育み、さまざまな人々がつながりながら、支えあい、豊かに共生するまち“横浜”を創造します。

基本構想にもとづいて、市民自らが学びあい、その成果が社会において適切に評価され、また学習成果を生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を目指します。



横浜市では、昭和63年の「横浜市生涯学習基本構想」策定以降、社会状況の変化等を踏まえて「第2次横浜市生涯学習基本構想」（平成11年）、「第3次横浜市生涯学習基本構想」（平成23年）を策定し、生涯学習施策を推進しています。

横浜市の生涯学習

ひろがりつながる 生涯学習

横浜市では、私たちの人生を豊かにする学びと活動を進めるために、市民や団体のネットワークづくりや、多様な個性やニーズに応じた学びの応援をしています。

生涯学習の推進にあたり本市では、市民主体の講座づくり(生涯学級や区民企画運営講座)への支援や、社会教

育の振興などに加えて、市民と行政が協力して住みよい地域づくりを実現するための学習を進めています。

また、学校支援ボランティア活動などを通して学校・家庭・地域の連携を進め、豊かな地域づくりにつなげていくことを目指しています。

市民の主体的な活動で広がる「学びの場」

各区では、地域の課題や生涯学習に関わる講座やイベントを区民と区役所が協力して、企画・運営をしていたり、人材育成講座などを開催したりしています。

講座の企画や運営

仲間づくり

また、生涯学習の講座づくりやイベント開催などに関わった区民が経験を生かし、グループをつくり自主的に活動を継続したり、区民自ら提案を行い区役所と協力して事業を行ったりと、多くの区民が主体的に学びや活動の場を広げています。

パソコン、歴史などの学びの場

まちづくりや環境に関する活動

子育て支援や高齢者支援などの活動

生涯学習 Q&A

Q1 講座やイベントの情報は？

Q3 特技を生かしてボランティアをしたい！

Q2 サークル、団体の情報は？

Q4 講座の講師を探している

A. 社会教育コーナーや各区の支援センターでは講座、イベントやサークル、団体情報などを提供しています。

また、特技や技術を持つ方を人材登録(街の先生など)し、サークル、団体・施設への紹介もしています。また講師情報も提供していますのでご相談ください。連絡先は右ページをご覧ください。



その他の情報

横浜市内の講座・イベント

団体・サークル情報

神奈川県内・近隣の情報

- ◆ 毎月の「広報よこはま」(市版・区版)
- ◆ 横浜市 HP イベント情報 <http://cgi.city.yokohama.lg.jp/common/event2/>
- ◆ 横浜市民活動支援センター HP <https://opencity.jp/yokohama/>
- ◆ 市民活動系 上記、横浜市民活動支援センター HP より「市民活動検索」をクリック!
- ◆ スポーツ系 横浜市スポーツ情報センター (☎ 640-0055) <https://www.hamaspo.com/>
- ◆ 神奈川県生涯学習システム「PLANET かながわ」 <https://www.planet.pref.kanagawa.jp/>

学びと活動を支援する生涯学習施設

(生涯学習支援)

市民の学習や様々な活動を応援するため、社会教育コーナーと各区に市民活動・生涯学習支援センターがあります。詳しくは各施設へお問合せください。

学習情報の提供

学習を進めるための情報や活動のきっかけとなるような情報をニーズに合わせて提供しています。



学びや活動の 相談・コーディネート

生涯学習や、活動を進めるうえでの相談・悩みなどについて、学習相談員と一緒に考えアドバイスします。また、個人と団体、団体同士など、様々なコーディネートも行っています。

交流コーナー &研修

打合せや軽作業をするためのテーブルを備えた交流コーナーや、会議や研修などを行う研修室があります。



学習機材の貸出し

学びや活動に必要な機材(プロジェクター、マイクなど)の貸出しを行っています。また、チラシや資料作成のための印刷機やコピー機が利用できます。



横浜市 社会教育コーナー

社会教育コーナーは、市の生涯学習・社会教育推進の中核として市内全域の情報を集約し、市民の主体的な学習活動や研修、並びに情報交換や交流、ボランティア活動を推進しています。また人材育成を中心に各種講座や研修会を実施し、多様な学習活動に関わる市民の生涯学習をサポートします。

【URL】 <http://www.yse-yokohama.com/>

【住所】 磯子区磯子3-6-1(1)(JR磯子駅徒歩4分) 【電話・FAX】 761-4321

【利用時間】 月曜～土曜:9:00～21:00 日曜・祝日:9:00～17:00

【休館日】 原則第1月曜・年末年始12月28日～1月4日

【施設】 研修室3室・アートルーム・トレーニングルーム・スポーツ広場(テニスコート)

【館内で利用できる備品】 CD/MDカセットデッキ・レーザー・プロジェクター・ビデオデッキ・ピアノ・印刷機等(一部有料)



各区支援センター

各区の市民活動・生涯学習支援センターでは、地域の生涯学習推進の拠点として市民の活動をサポートします。

利用できるサービスの詳細は区によって異なりますので、各センターへお問合せください。

センター名	住所	電話	FAX
つるみ区民活動センター	鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所2階	510-1694	510-1716
神奈川区民活動支援センター	神奈川区広台太田町3-8 神奈川区役所5階	411-7089	323-2502
にしく市民活動支援センター「にしとも広場」	西区中央1-5-10 西区役所1階	620-6624	620-6624
なか区民活動センター	中区日本大通34 中区役所別館1階	224-8138	224-8343
みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ	南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設10階	232-9544	242-0897
港南区民活動支援センター	港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー5階	841-9361	841-9362
ほどがや市民活動センター「アワーズ」	保土ヶ谷区星川1-2-1	334-6306	339-5120
旭区市民活動支援センター「みなくる」	旭区鶴ヶ峰2-82-1 ココロット鶴ヶ峰4階	382-1000	382-1005
いそご区民活動支援センター	磯子区磯子3-5-1 磯子区役所7階	754-2390	759-4116
金沢区民活動センター「ゆめかもん」	金沢区泥亀2-9-1 金沢区役所内	788-7803	789-2147
港北区民活動支援センター	港北区大豆戸町26-1 港北区役所4階	540-2246	540-2245
緑区市民活動支援センター「みどりーむ」	緑区中山町93-1	938-0631	939-5401
青葉区民活動支援センター	青葉区田奈町76 東急多摩田園都市まちづくり館1階	989-5265	982-0051
都筑区民活動センター	都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区役所1階	948-2237	943-1349
とつか区民活動センター	戸塚区川上町91-1 モレラ東戸塚3階	825-6773	825-6774
さかえ区民活動センター「ぶらっと栄」	栄区小菅ヶ谷1-4-5 横浜銀行本郷台支店3階	894-9900	894-9903
いずみ区民活動支援センター	泉区和泉町4636-2 泉区役所1階	800-2393	800-2518
瀬谷区民活動センター	瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2階	369-7081	366-4670

学習に利用できる 身近な施設

横浜市では、様々な学習活動・グループ活動などに利用できる身近な施設の整備を行っています。自主的な活動や学習の場として利用できるほか、活動のきっかけづくりとして、学習や趣味の講座などの自主事業も行われています。

名称	連絡先	施設数	利用できる施設・貸出物品・その他
横浜市民活動支援センター	☎ 223-2666 FAX 223-2888	1 館	さまざまな分野の市民活動を応援。印刷機やコピー機のある作業コーナー、ミーティングコーナー・セミナールーム・ワークショップ広場
地区センター	最寄りの市民活動・生涯学習支援センターにお問合せください。	80 館	会議室・和室・プレイルーム・料理室・体育館
コミュニティハウス		115 館	研修室・和室・ミーティングサロン・図書室
公会堂		18 館	ホール(600人程度)・会議室
スポーツセンター		18 館	体育室・トレーニング室・研修室・体力相談室
区民文化センター・市民プラザ		12 館	ホール・音楽室・ギャラリー・資料館等
ホール	☎ 681-6551 FAX 664-9400	27 施設	大きなステージを持った施設
横浜市技能文化会館		1 館	研修室・会議室・多目的ホール他
男女共同参画センター	横浜 ☎ 862-5050 FAX 862-3101 横浜南 ☎ 714-5911 FAX 714-5912 横浜北 ☎ 910-5700 FAX 910-5755	3 館	ホール・情報ライブラリ・多目的スタジオ・フィットネスルーム・レクチャールーム・交流ラウンジ・子どもの部屋・セミナールーム・会議室・音楽室・和室・生活工房・健康スタジオ・印刷工房等
学校施設(学校開放)	利用を希望する学校にお問合せください。 ※学校によっては利用できる施設や種目に制限があります。 ※学校教育や部活動に支障のない範囲で実施しています。		

横浜市の市立図書館

図書館では、図書・資料の貸出し、司書による課題解決支援、オンラインデータベースの提供などを行っています。

中央図書館	☎ 262-0050	旭図書館	☎ 953-1166	戸塚図書館	☎ 862-9411
鶴見図書館	☎ 502-4416	磯子図書館	☎ 753-2864	栄図書館	☎ 891-2801
神奈川図書館	☎ 434-4339	金沢図書館	☎ 784-5861	泉図書館	☎ 801-2251
中図書館	☎ 621-6621	港北図書館	☎ 421-1211	瀬谷図書館	☎ 301-7911
南図書館	☎ 715-7200	緑図書館	☎ 985-6331		
港南図書館	☎ 841-5577	山内図書館	☎ 901-1225		
保土ヶ谷図書館	☎ 333-1336	都筑図書館	☎ 948-2424		

※開館時間・休館日等については、直接施設にお問い合わせください。

教育委員会が所管する文化財施設

名称	連絡先	名称	連絡先
横浜歴史博物館 都筑区中川中央 1-18-1 市営地下鉄センター北駅徒歩 5 分	☎ 912-7777 FAX 912-7781	横浜ユーラシア文化館 中区日本大通 12 みなとみらい線日本大通り駅徒歩 0 分、 JR・市営地下鉄関内駅徒歩 10 分	☎ 663-2424 FAX 663-2453
横浜開港資料館 中区日本大通 3 みなとみらい線日本大通り駅徒歩 2 分、 JR・市営地下鉄関内駅徒歩 15 分	☎ 201-2100 FAX 201-2102	横浜市三殿台考古館 磯子区岡村 4-11-22 市営地下鉄磯田駅徒歩 20 分、 市営バス「三殿台公園」下車徒歩 3 分	☎ 761-4571 FAX 761-4603
横浜都市発展記念館 中区日本大通 12 みなとみらい線日本大通り駅徒歩 0 分、 JR・市営地下鉄関内駅徒歩 10 分	☎ 663-2424 FAX 663-2453	横浜市八聖殿郷土資料館 中区本牧元町 76-1 市営バス「本牧市民公園前」 または「本牧車庫」下車徒歩 7 分	☎ 622-2624 FAX 622-2657

※開館時間・休館日等については、直接施設にお問い合わせください。

生涯学習情報は、生涯学習ホームページ「はまなび」からも検索できます。



【URL】<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakusyu/>

はまなび

検索

Click!



生涯学習マスコット
「マナビ」

発行：横浜市教育局生涯学習文化財課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 TEL:045-671-3282 FAX:045-224-5863

平成 27 年 4 月発行



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷後の紙へ
リサイクルできます。

横浜市ホームページより抜粋

横浜市における市民活動との協働に関する基本方針(横浜コード)

～横浜市市民活動推進検討委員会報告(平成11年3月)より～

▶ 1 目的

市民活動と行政が協働して公共的課題の解決にあたるため、協働関係を築く上での基本的な事項を定め、公益の増進に寄与することを目的とする。

▶ 2 市民活動の定義

ここでいう市民活動とは、

1. 市民が自主的に行い参加が開かれている活動
2. 営利を目的としない活動
3. 幅広く多くの人々が幸せに生きていくために必要な活動

をさし、政治活動及び宗教活動を主たる目的とするものを除く。また、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものは除かれる。

▶ 3 協働の原則

市民活動と行政が協働するにあたっては、次の6つの原則を尊重して進める。

(1)対等の原則(市民活動と行政は対等の立場に立つこと)

協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要となる。上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働することが第一歩となる。

(2)自主性尊重の原則(市民活動が自主的に行われることを尊重すること)

協働にあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できる等、市民活動のもつ長所を十分生かすことが大切であり、市民活動の自主性を尊重することが重要な視点となる。

(3)自立化の原則(市民活動が自立化する方向で協働をすすめること)

公共的課題を協働して解決するパートナーにふさわしく、自立して独自の事業を展開できる市民活動団体が数多く育っていくことが、今後の地域社会にとって重要である。依存や癒着関係に陥ることなく、双方が常に自立した存在として進められてこそ協働は意義のあるものとなる。

(4)相互理解の原則(市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと)

相手の本質を十分認識し、理解し、尊重することは、よりよい協働関係構築のために重要なことである。長所や短所も含めてお互いをよく理解してこそ、それぞれの役割を確実に果たすことができる。

(5)目的共有の原則(協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること)

協働による公共的課題の解決は、不特定多数の第三者の利益をその目的とするものである。まず、協働の目的が何であるかを双方が共通理解し、確認しておかなければならない。

(6)公開の原則(市民活動と行政の関係が公開されていること)

協働関係を結ぶ両者の関係が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要である。そのため両者についての基本的事項が情報公開されているとともに、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが、公共的課題解決に関する協働には欠かせない条件である。

▶ 4 協働の方法

協働の6原則を基本に、行政は市民活動との協働を積極的に進める。以下はその具体的方法である。

(1)補助・助成(市民活動が主体となる公共的事業に対し、資金の援助を行うこと)

「補助・助成」は基本的に社会的役割を果たす市民活動に対し、その自主性を尊重しながら行うべきであり、選定基準や方法の明確さや透明性が求められる。また、市民活動と行政の関係のレベルに応じ、市民活動の自立化を促進するための配慮が必要となる。

(2)共催(市民活動が主体的に行う事業に対し、市が企画及び資金面において参加し、共同して事業を実施するもの)

「共催」は双方の発意に基づくものであり、「共同運営」と言い換えることもできる。協定書等を交わすことにより、市民活動と行政の役割分担を明確にし、それぞれが役割に応じた責任を果たし、対等な立場でそれぞれの特性を生かして進めることが前提となる。

③委託(契約規則等)に基づき市の事業等の実施を委託するもので、市民活動が相手方となる場合)

委託は、本来行政責任において行われるべき事業であるが、委託業務が実施されるにあたり、市民活動がその技術や専門性などの特徴を発揮できている事例もあるので、市民活動の活発化を促すことのできる協働の方法の一つとして取り上げる。

④公の財産の使用(市民利用施設の優先利用等をルール化する)

市民活動推進にあたって、「場」の確保は重要な要素である。行政は既存施設の有効利用も含め、市民活動の利用できる施設の整備を積極的に行うべきである。同時に、公共的課題の解決にあたる活動に対する施設の優先利用や定期利用等について、明確で開かれたルールを協働して作っていくべきである。

⑤後援(市民活動が主体的に行う事業に対し横浜市後援名義の使用により精神的支援を行う)

行政等による信用の付与が、市民活動にとって地域での信頼や支持を得ていくうえで大きな意味のある場合もあり、幅広い的確に対応する。

⑥情報交換・コーディネート等(検討会・協議会の設置、広報紙の発行等により、情報交換や共同事業のための検討等を行う)

市民活動と行政とはよりよい地域づくりのため双方のもつ情報の交換により、それぞれの事業の質を高め、協働して市民への情報提供をすすめることが重要である。

※ なお、市民活動と行政が、公共的課題の解決に対して、ともに行動しようとするとき、①から⑥の具体的協働に加えて、あるいはその準備段階として日常の情報交換等が重要な役割を果たすことも多く、その役割の重要性について認識するべきである。

▶ 5 公金の支出や公の財産の使用における必要要件

市民活動と行政が具体的に協働をすすめる上で、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用をするときには、その適正さを担保するために、以下の3要件を満たすことを必要とする。

また、外郭団体を通じて間接的に財政的なサポートを行う場合もこれに準ずることが必要である。(なお、外郭団体の自主財源による自主事業は除く。)

(1)社会的公共性があること

社会的公共性のある市民活動とは、幅広く多くの人々が幸せに生きていくために必要な、営利を目的としない、市民が自主的に行う活動を指す。但し、その活動において政治活動、宗教活動及び特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものを除く。

(2)公費濫用を防止すること

市民活動との協働においては、市民活動の特性が生かされるよう柔軟な対応が必要であるが、一方、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用について、適正かつ効率的な執行が求められるため、公費濫用の防止として、公金等の使途に対する財政的監督が必要となる。

協働対象の公正な選定、市民活動と行政の関係の明示、公金の支出や公の財産の使用に関する活動内容などの報告、行政側による交付の取消・返還権の担保、疑義ある時の措置等が必要である。

また、納税者の立場から公費の濫用を防止するためにも「市民と行政がともに監視」していくことが要請される。

(3)情報を公開すること

協働にあたっては、市民活動と行政はともに、その基本的情報を社会に開示して、市民が誰でもその情報に接して内容を確認することができるようにしておく必要がある。市民活動については、規約、役員名簿、事業計画及び予算、事業報告及び決算等、その組織や活動内容についての情報を公開することが必要である。行政においては、協働をすることを決定し、実施すること等を記録した公文書、施策に関する情報など行政情報の公開が必要である。さらに、市民活動と行政との関係を示す情報についても公開する必要がある。

また、これらが効果的に行われるためには、情報を公開するための場を行政が提供し、市民が閲覧できるようにする。このような情報公開により、社会全体の市民活動及び市民活動と行政の協働関係に対する信頼関係を構築することができる。

▶ 6 協働の担保

「横浜コード」を踏まえた協働を担保し、その推進を図っていくために、市民活動と行政との協働が適切になされているかどうかを監視し、コードの維持・調整を行い、さらに時代の要請に沿って、不断に見直しを行っていく必要がある。

そこで全市レベルにおいて、必要な事項について議論し、関係者に対し意見具申等をする市民・有識者からなる第三者的機関を行政が設置し、各事業レベルにおいても、対象となる団体・事業等の選定、協働の検証等を公正に行う。

なお、第三者的機関については、制限任期制により委員の固定化を防止するなど、機能が適切に果たされる手立てを講じておく。

(1)全市的委員会

この委員会では、次のことを行う。

1. 市民活動と行政との協働に関することの全般的な検討と市への意見具申
2. 横浜コードについての疑義への回答、解釈の提示、改正等への意見具申
3. 事業別委員会からの報告受理、見解等照会への回答
4. 横浜コードの運用に関しての市民からの意見・質問に対する、調査、報告、意見具申

(2)事業別委員会

公金支出を伴う協働による事業毎に、協働の対象の選考等を行う事業別委員会を設置することができる。

ただし、事業毎ではなく、分野毎・局区毎など状況に応じて設置することも考えられる。

また、公の財産である市民利用施設毎にも同様に設置することができる。

資料集④ 先進地の視察に伴う参考資料Ⅱ ～長野県阿智村～

視察先の担当者より頂いた資料の内、下記の資料を参考資料として掲載する。

1. 住民主体の村づくりを目指して（レジュメ）
2. 平成28（2016）年度 阿智村公民館 事業報告
3. 平成28年度村の予算概要（事業計画書）
4. 人口ビジョン総合戦略 ダイジェスト版
5. 阿智村の将来目標

==住民主体の村づくりを目指して==

2017. 3 林 茂伸

●諸課題

- ・人口減
- ・高齢化 自治体存続とコミュニティ維持
- ・地域経済の減

●住民個々の力を高める以外に村の存続はない

「協働」の定義・・・

行政はサービス提供体 顧客である住民に低廉でよいサービスを届ける
無限の低価格競争と疲弊する地域経済とダブル
住民参加 住民はお客さまで行政に関わる
住民主体 住民が政策を作る 行政はお手伝い・ルール化・制度化
住民自治 地域に責任を持って事に当たる

地方自治・・・戦後 70 年壮大な社会実験中・・・地方自治の本旨を求めて
住民自治、住民の幸せ、平和、上意下達のあり方

●住民主体の村づくり

- ・行政と住民とは対峙するものなのか 住民以上の自治体はできない
- ・職員の心の持ち方 事務的 創造的 刹那的 職員以上の自治体はできない
- ・改めて【協働】の意味を問う 【協働】の定義は？
自治会活動支援
村づくり委員会
文化イベント補助制度

●社会教育推進体制

住民運動の学習的側面を担う 住民主体の意味

●阿智村のこれまでの取組

- ・行政情報の開示—予算・決算・制度・要綱 etc
予算要求作成過程で住民個人・団体での予算要求の保障
- ・住民説明—広報説明会（年 4 回）
地区毎行政懇談会（年 2 回—10 月、2 月）
議員予算決議説明会（4～5 月）
- ・議会改革 ○予算残の判断は事業成果・評価で
○議員が地元の要望に同行し、役場に来て実現を迫るな
○常任委員会での討論・決定事項は所属委員説明で全協へ
○全村・広域での政策判断を本旨とする議会へ

●地域内再循環の地域経済のあり方 （自立した地域）

食糧 介護 エネルギー（山間地のエネルギー源活用）
地域資源発見と特産物開発
婚活

(H20視察資料)

阿智村における住民自治と住民主体の村づくり

1) 阿智村について

- 人口約6,500人、面積170平方km、山林等90%、54集落
- 18年1月1日に浪合村を編入合併（当時全国で7番目に人口の少ない合併自治体）
- 産業別就業人口…1次産業16%、2次産業33%、3次産業51%
観光業を基幹産業と位置づけている（昼神温泉郷、園原の里、スキー場(3)など）
- 現在7つの自治組織がある（世帯、人口 最小116世帯339人～422世帯1748人）

2) 自治組織（自治会）の再編と活性化の取り組み

①自治組織の再編以前（旧阿智村において）

- 昭和31年 会地村、伍和村、智里村の3村合併で阿智村誕生
- 村は旧3村の融和と平準化を政策課題として行政を進める
- 集落の代表者＜当時48集落＞を行政の下請け機関として位置づける
- 旧村に残された財産区等の組織は、行政の運営にマイナスとして排除

②自治組織再編の必要性

- 地域、集落で解決できる事柄、解決していた事柄が行政頼みになってきていた
- 村財政が厳しくなる中で、あらゆる地域要望に応えることに限界がでてくる
- 「自ら治める」自治への意識の高まり…自己実現に向けた主体的な生き方
- 村の総合計画に「住民主体の村づくり」をテーマとして掲げる（平成10年）

③自治組織の再編

○自治組織を村と対等な立場と位置づける…地縁に基づく任意団体、村の下請け機関にはしない

○地域の課題は地域住民、自治組織が主体となって取り組む。行政は課題解決の取り組みへの支援を行う

○再編の経過

- ・ H10.4 部落住民懇談会において自治組織の必要性和再編について要請
- ＊住民の話し合いの中で、それぞれの自治組織の範囲を決めるよう要請
- ・ 10.6 「阿智村自治組織あり方研究会」設置(村に相応しい組織のあり方研究)
- ・ 11.10 自治組織担当職員の委嘱（各自治組織2名）
- ＊地区や部落から村への要望は、自治組織でまとめて提出することを依頼
- ・ 13～ 自治組織ごとに組織再編の取り組みが本格化
- ・ 15.3 年度切り替えに合わせ、各自治組織で規約整備、組織再編が進む
- ＊明治以来の区、財産区で…3組織、旧村で…1組織、谷筋で…2組織
- ・ 15.4 自治組織連絡会の開催、自治会活動支援金制度を制定
- ・ 17.4 自治組織連絡会（現在は自治会連絡会）規約を整備
- 自治会活動支援金にモデル事業支援枠(3000千円)を新設

- ・ 18.1 浪合村を編入合併(浪合村は合併前に浪合自治会を組織…浪合自治会)
- ・ 20.4 自治会活動支援金を増額…自治会活動の更なる活性化を期待

④地区計画（地域づくり計画）づくりの取り組み

○自治組織の住民自治と地域づくりの基本となる計画づくりの取り組み

- ・ H14.4 村の基本計画の策定にあわせて、自治組織ごとの地区計画策定を提案
*地区計画は、村の基本計画と対等な計画と位置づけ、地区計画に挙げられた事業について村は対応していく
- ・ 14.5~ 各自治組織で計画づくりのための学習会や資料収集、各種団体での話し合い、住民アンケートなど取り組まれる…策定過程を重視
- ・ 15.1 2つの自治組織で地区計画策定される
- ・ 15.4 地区計画に沿って年度ごとの事業計画策定
- ・ 15.12まで 6つの自治組織すべてで地区計画策定される
- ・ 16.1 16年度村予算編成に向け村との協働事業、村が行う事業等について調整
- ・ 18.10 村第5次総合計画に合わせて地区計画づくりを提案(H20年度～24年度)
- ・ 19.10 7自治組織全てで地区計画策定、提出される

○地区計画の構成と特徴

- ・ 構成…①地区の目標 ②地区の現状 ③地区の抱える問題点、課題等 ④地区の将来像 ⑤5年間の目標、重点施策 ⑥年度別事業実施計画（5年間）
- ・ 特徴 ①年度別事業計画は「地区が行う事業」「村と協働で行う事業」「村が行う事業」に分けて記載
②産業振興に関する事業も掲げられている（特産品開発事業、観光農園整備事業、直売所の設置事業等の農業振興）
③自治会主体で作上げた計画である（村の計画と調整が必要）

⑤公民館活動との連携

○自治組織再編と地区計画づくりの取り組みには、地区公民館を中心とした社会教育活動と地域づくりをめぐる研究活動の蓄積が大きな力となる

○現在自治組織の事業の実施に当たっては、学習や研究、研究活動の面について地区公民館と協力する中で進めている

⑥各自治組織の行うモデル事業（18年度）

- ・ 上中関区自治会…上中関祭の実施、木槌薬師街道のあじさい手入れ（子どもで）
- ・ 中関区自治会…昼神温泉夏祭り参加、中関史の編纂、地区内の史跡整備
- ・ 駒場区自治会…親子ふれあい事業（子育て支援）の実施
- ・ 伍和自治会…伍和の里撮影会、撮影マップの作成、写真コンクールの実施
- ・ 智里東自治協議会…ふれあいロード整備、子育て支援部、人づくり支援部
- ・ 智里西地区自治会…花桃の里づくり事業の実施
- ・ 浪合自治会…旧浪合村で行っていた事業の継続と発展（別途振興補助金で対応）

⑦自治組織の活性化に向けて（現状と課題）

- ・発足後5年経ち、地域で自治組織の活動が定着してきている
- ・地区計画に沿って年度ごとの事業が展開されてきている
- ・自治会連絡会（年4回）により、相互の情報交換や連携をとっている
- ・地区公民館と連携する中で、学習、研修活動が行われている
- ・自治組織の役員（とりわけの正副代表）の仕事が過重になってきている
- ・自治組織未加入者の問題（アパートの住人、温泉旅館の従業員等）
- ・地域福祉の推進、地域防災対策への取り組みなどが今後の課題
- ・行政情報の共有と情報交換、協働事業等の推進をさらに進める必要

⑧自治組織活動への支援策（20年度）

- 自治会活動支援金（運営費支援＜均等割400,000円、世帯割1,500円、人口割500円＞8,720千円、モデル事業支援3,000千円 総額11,720千円を予算化）
- 自治会担当職員の配置（地元出身職員を中心に4～5人委嘱）
- 地元施行事業（道路水路改修等）への資材費支給、除雪機の貸与

3) 住民主体の村づくりを進める取り組み

①第4次総合計画の村づくりの基本理念（H10年度～19年度）

「住民一人ひとりの人生の質を高められる、持続可能な発展の村づくり」

○住民一人ひとりの夢と希望に満ちた、有意義な人生を追求できる村が、永続的に維持されることを願い

○5次総合計画においてもこの基本理念を踏襲

②協働活動推進室の設置

○住民組織（NPO、ボランティア、村づくり団体等）の立ち上げ支援と活動支援、行政や各種組織間の協働、連携事業を進める窓口

○自治会の支援窓口、自治会連絡会の事務局

③「村づくり委員会」事業

○5名以上の住民が行う村づくりの研究、研修、実践等の経費への支援金交付事業
宗教活動や特定の政治活動等を目的とする団体以外は、届出により村づくりや地域づくりを目的とする事業に参画できる

○住民の主体的な学びや地域づくりの取り組みに対しての支援制度

○平成13年度に制度化、現在までに18団体から届出があり活動

○活動例

・「通所施設を考える会」

目的…知的障害者が安心して暮らせる地域づくりと働く場や施設の研究

活動…学習会、視察、シンポジウム開催、議会への請願等を行い、この課題を全住民が共有できる課題へと高める

H17年 国県の補助を受ける中で通所授産施設の建設を実現させる

現在…施設運営についても社会福祉法人を設立して係わっている

・「図書館づくり委員会」

目的…阿智村に相応しい図書館をつくるための調査、研究と提言

活動…先進地の図書館視察、専門家を招いて講演会、望ましい図書館プランを作成し行政や住民に提示（村内の合意形成を進める）

H16…中央公民館を改造し、公民館図書室を開設

現在…建設後の運営についても、村づくり委員会「図書館運営委員会」がアドバイザーとしてサポート、委員会のメンバーも図書室パートとして勤務

○他にも、昼神温泉の観光振興、古代東山道の復興、合併問題、憲法学習、全村博物館構想、社会体育施設整備、沖縄の子ども達との交流や結婚支援の会など、幅広い分野にわたり村づくり委員会ができている

○ボランティア団体やNPOと共に、力強い村づくりのパートナーである

④広報集落説明会の実施と集落担当職員の配置

○広報発行（年4回）に合わせて、集落担当職員が各集落に出向き説明会を実施

○現場職員も含め、全職員を各集落の担当者として配置

○行政情報の共有と集落要望の把握が目的

○職員の学習、研修の機会としても有意義

⑤「集落計画」づくりの取り組み（20年度に計画）

○いわゆる「限界集落」化を防ぎ、住民の持続的な集落定住を維持できるように、全ての集落において「集落計画」をつくる予定

○集落の課題、問題点を明らかにしながら、地域の中にある財産（もの、習俗、人物など）、課題への対応策や村への要望など、集落維持のために必要な事項を計画として創り上げていく

○計画に基づき事業を実施する場合、集落維持活動支援金により支援実施

⑥行政と住民の協働を推進するための環境の整備

○自治会単位での懇談会開催（年3回）、また課題により随時開催

○予算編成への住民参画の推進…住民・団体からの要望受付、文書で回答・懇談

○情報の公開と共有化のため光ファイバー網をめぐらし、コミュニティ放送を開始

○文字による告知放送、村内イベントの中継放送、村議会中継の実施

阿智村予算編成に向けた地域の要望とりまとめ

2010.1 現在の予定

<基本とするもの>

- ① 阿智村第5次総合計画に基づいた予算編成
- ② 各自治会の地区計画を予算に反映させる
… 阿智村には8つの自治会があり、それぞれの自治会が地区計画を策定している。
その計画では、「自治会が自ら行うもの、国・県・村が行うもの、自治会と村が共同して行うもの」と3つに区分している。
- ③個人、各団体（NPO、体協、文化団体、村づくり委員会 etc.）でも予算要求できる。

<予算編成のためのフロー>・・・住民の予算に関わるしくみ

- 9月上旬 自治会連絡協議会（村内8つの自治会代表者会議）を開催
次年度の予算要望について自治会内のとりまとめをお願い。
- 10月～11月 自治会懇談会（村内8つの自治会を夜間に訪問し村政、予算等の懇談）
次年度の予算編成の基本方針について、各課の重点施策の説明
合わせて、自治会要望書に対する回答や自治会からの意見の吸い上げを行う。
- 11月中 各自治会の要望が出そろい、取りまとめ後各課へ配布する。
各課では、予算化できるものは予算化し、各自治会へ回答をする。
（回答は1月までに送付し、自治会懇談会に意見が出せるようにする。）
個人や団体でも要望書や計画書などの形式で予算要求ができる
（広報で募集、後日結果を回答する。できない場合は理由とともに。）
- 2月中 自治会懇談会（村内8つの自治会を回り予算、村政全般について懇談）
- 4月 事業計画書（事業ごとに内容、目的、効果、財源、方法を明記）を全村民へ配布
これに基づき、議会が自治会ごとに予算説明会を開催（議決責任の遂行）

【予算編成事務】・・・役場職員のスケジュール

- 9月 決算議会で事務事業評価書（予算説明の『事業計画書』を基に）を提出
- 12月 予算編成方針提示 計画審議会
- 1月上旬 予算見積書提出期限
- 1月中旬 議会総務委員会 議会全協
- 2月下旬 自治会懇談会（村内8つの自治会を回り懇談）
次年度重点事業・予算概要の説明 … この時点でも予算は固まっていない
要望等を吸い上げ予算に反映（毎日予算案が変わる）
- 2月中旬 各種審議会（計画・上下水道・産業など）で新年度予算について検討
議会総務委員会 議会全協
- 3月 議会上程 審議 議決
- 4月 事業計画書（事業ごとに内容、目的、効果、財源、方法を明記）を全村民へ配布
これに基づき、議会が自治会ごとに予算説明会を開催（議決責任の遂行）

持続可能な地域社会のためにー日本の農村社会に期待するー2010.1.20

阿智村役場 協働活動推進課 林 茂伸

地域を持続可能な社会にしない原因

- ・ 人口減少 ー自然減と社会減が同時進行
- ・ 生産力の減少ー農地の荒廃化 農業生産力の衰退 農業用水路の維持管理
- ・ 集落の限界化ー空き家の増 10～20年後無人の家が半数超の旧村も
危機感を持ちつつ地域社会が音を立てて崩れていくことが判る
- ・ 『こんな所はしょうがない、住むに値しない所』の意識蔓延 **誇りの空洞化（小田切）**

地域を持続可能な社会にするための対策（危機感を常に覚えて）

- ・ 人口の維持 ー転入、I・Uターンの促進 空き家の確保と田舎暮らしの若者の増加
への対応 窓口として「定住支援センター」
ー婚活事業 住民の力を生かしたダイナミックな活動
- ・ 生産力の増加ー今までと同じ事をやっても衰退が見えている 新しいことは何か
地域社会に根付いた有機農業と販売戦略へ いかにか売るか
- ・ 集落の維持 ー空き家の貸家への登録化 定住希望者への繋ぎと定住者確保
- ・ 『ここに住んで良い、住むに価値のある地域』への自信を持った地域
全村博物館構想（エコミュージアム）と地域資源の再発見 外来者への案内
農村空間が癒しと子供の教育空間に

住むに価値がある地域のために行政がやること

人が満足を感じるためには？

1. 政策に参加できる仕組みー地域のことは住民が自ら考え、責任持った考えを出す
政策は住民が作る（権利・義務） 行政はお手伝い
2. 行政としての道具づくりー村づくり委員会 イベント補助金 自治会支援
個人でも予算要求できる仕組み
3. 住民運動を盛んにする 住民が主人公（権利・義務） 行政は黒子役
社会教育ー住民（自治）運動の学習的側面の援助
4. ここに住んで良かったという意識のために
地域丸ごと博物館 生活空間がそのまま見て貰える空間 何気ない生活の一断面
地域再発見と地域探しがもたらす光り輝く人・地域に エコミュージアム運動
地域案内仕組づくりと訪問者に対するホスピタリティ（「親切」と「輝く人」）

H28(2016)年度 阿智村公民館 事業報告

成人式

1. 概要

成人者があらゆる地域で活躍することを期待し、成人となる第一歩を皆で祝福する。

2. 実施内容

日程	項目	参加者	備考
4/1, 4/20	H28 年度成人式実行委員会	10 人/回	新成人による実行委員会
4/27	成人式実行委員会 顔合わせ会	20 人	
5/3	阿智村成人式	120 人	新成人 78 人 うち出席 52 人
5/24	成人式実行委員会 反省会	10 人	
1,2,3 月	H29 年度成人式実行委員会	10 人/回	

3. 評価・課題

- ・ 28 年度は記念式典の時間を大幅に短縮したので、2 次会までスムーズに進行することができた。
- ・ 実行委員の出身地域が偏ってしまい、恩師の選定があいまいになってしまった。
- ・ 29 年度は少なくとも各地域 1 人は実行委員に入ってもらえるよう工夫したい。

団体支援

文化団体への支援

社会教育団体・文化団体補助事業

1. 概要

村内の文化活動を盛んにして、村全体の文化の向上を図るために社会教育団体、補助金を交付する

2. 実施内容

(ア) 文化団体

団体	交付金額	備考
子ども文庫	50,000 円	
人形劇団すずらん	50,000 円	

(イ) 社会教育団体

団体	交付金額	備考
婦人会	200,000 円	

平成28年度

村の予算概要 (事業計画書)



阿 智 村

2016. 4

事業名	村づくり委員会	事業担当者	協働活動推進課 協働活動係		
目的	持続可能な村づくりのために、村民が自発的に行う村づくりの取り組みの経費(研修費、視察費、学習費等の費用)に対し、支援金を交付して活動の支援を行うことにより、村民が自らの地域や村の課題解決に向けて、主体となって取り組む村をめざす。				
期待される効果	・村民が自らの地域や村の課題解決に向けて、主体となって取り組むことが期待できる。 ・5人以上の方が組織すればよいため、比較的簡単に組織できる。				
27年度事業実績見込	村づくり委員会事業補助金 14団体 672,408円				
課題	少し活動が停滞しており、新たな取り組みを行う団体を発掘していくことが必要。				
改善点	村づくり委員会の発表会などを定期的を開催している。				
備考					
計画事業の内容 (事業種目、場所、数量、関係人員等)		計画事業費 の内訳	財 源 内 訳		
			国県補助金	その他	一般財源
1. 支援金		千円	千円	千円	千円
＜支援対象者＞ 当該事業を行う5名以上の村民組織 (事前に届出が必要)		1,000			
＜支援対象経費＞ ・研修費(講師謝金、資料代など) ・視察費(車両借用代、燃料費など) ・学習費(資料印刷代、図書代など) ・その他村づくりの研究に要する経費 (食糧費、各種負担金等は対象外)					
計 (前年度予算額)		1,000 (1,000)			1,000 (1,000)

星ふるさと 阿智村

まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口ビジョン 総合戦略

ダイジェスト版

平成27年～31年 長野県阿智村



●●●●● 阿智村のめざす姿 ●●●●●

阿智村の人口はこのままいくと30年後の2045年には66%まで減少することが見込まれています。地区の人口減少は、住みやすさに少なからぬ影響をもたらします。村内各地域の保育園、学校、各種機能を維持すること、農業、景観保全、地域のお役など、人口はあらゆる場面で生活のあり方、地域のあり方を決める大きな要素です。そこで本計画では30年後に現在の人口の80%を維持することを目標としました。

2012年から始まった「スタービレッジ阿智」の取り組みによって、阿智村を訪れる観光客は増えています。この交流人口の拡大を阿智村の定住人口の増加に結びつけるためにも、住み続けたい、住み続けられる村であることと、定住者を迎え入れる体制があることが必要です。これまでも阿智村では、行政のみならず、住民のみならずによる定住者受入れのための取り組みが行われてきました。「暮らす、生きる。阿智家族」をスローガンにさらなる定住促進に取り組みます。本戦略の策定によりあらためて村民一人ひとりが村の将来を考え、その良さを理解する機会とし、住み続けたい、住み続けられる村づくりをすすめていきます。すべてのひとの心のふるさととして人も星も輝く村をめざします。

●●●●● 基本的な視点 ●●●●●

視点
1

誰もが暮らしやすい地域

住んでいる私達がこの村に住んで良かったと思える村にすることが何より重要です。結果的にそうした地域に移住者が集まってくると考えます。

視点
2

若者が暮らしやすい地域—持続可能な阿智村

本計画の策定にあたり若者状態調査を実施し、若者が暮らしやすい村の条件として見えてきたのは以下の5点です。①多くの人に開かれた交流の場のある村 ②地域社会と若者がつながっている村 ③子育てしやすい村 ④若者にとって、住環境の整備されている村 ⑤若者がやりたい仕事を自分たちでつくっていきける村

若い人は地域に関わりたい、貢献したいとの思いを持っています。しかしながらきっかけがないことや、地域との接点が限られているために十分にできずにいます。また場合によっては地域の活動が負担となり暮らしにくさを感じる場合があります。多様なつながり方があり、若者が認められる居場所が地域にあることが必要であると考えます。若い人が主体となってやりたいことに取り組める村であることが必要です。

視点
3

集落の維持

集落は生活の基盤となる単位です。集落単位、自治会単位で地域の実状に即した取り組みをすすめ、集落を維持することが必要です。

視点
4

地域内経済循環の仕組み構築

スタービレッジの取り組みにより、阿智村を訪れる観光客が増えています。観光客がこの地に滞在し、村内各所を訪れる仕組みをつくり、農林業、商工業などへ効果を波及させることが必要です。地域資源を活かした産業をほりおこし、地域課題の解決を地域の仕事としていくことで、地域内経済循環をつくりだします。

視点
5

自治と協働の村づくり

地域をつくるのはここに暮らす住民の皆さんの自治と協働の力にほかなりません。その力が十分に発揮できるよう村は必要な取り組みをすすめます。

一 阿智村の将来目標

1. 阿智村の将来像

阿智村は、美しい自然と長い歴史に育まれ、先人の努力によって今日の姿を形成しているが、阿智村の住民として誇りと広い視野を持ち、郷土の発展に限りない願いを込め、次の将来像を設定する。

- (1) 自然を愛し、心安らぐ郷土にする。
- (2) 一人ひとりを大切にし、健康で生きがいのある地域をつくる。
- (3) 調和のとれた産業を興し、豊かな暮らしをめざす。
- (4) 教育を重んじ、文化の向上につとめる。
- (5) 明るい家庭を築き、平和な社会をつくる。

二 阿智村社会教育方針

1. 基本目標

社会教育は、憲法と教育基本法の理念に基づき、国民の生涯に渡る学習を支えていくうえで、大きな役割を果たさなければならない。本村の社会教育は、こうした社会教育の理念に基づき、阿智村の将来目標に向かい、次の目標を持つ。

- (1) 村民の自発的、自主的な学習、文化・スポーツ要求を基本とし、それを教育的に高める
- (2) 自主的な諸要求を地域課題とし、住民自治の学習的側面を担う
- (3) 地域資源を利用した、地元の総合学習を推進する
- (4) 村民や研究者交流による、文化意識の向上と推進を図る
- (5) 学校、地域、家庭と行政が一体となった、教育意識の向上を目指す

以上の目標を基底とし、多くの村民の要求に応えられるように社会教育体制を確立する。村民の自発性・自主性を尊重し、教育権利意識に支えられた社会教育の高揚を図る。

2. 方針設定の背景

現在、少子高齢社会への対応と、人口減少に伴う地域社会の維持が、喫緊の課題となっている。個々の暮らし（雇用）の改善や、第一次産業の立て直しなど、一人ひとりの力では解決できない問題が次々と浮上している。また、地球規模で考えれば、持続可能な地球環境の維持が課題となっている。子どもを取り巻く問題に対して、家庭教育の重要性も問われており、社会教育が果たさなければならない役割は多様化している。それにとまって、住民自らの要求も様々な方向で高まりを見せている。一方で、市町村合併に伴う「地域自治組織」の設置により、自治機能と社会教育機能が一本化され、社会教育が行政組織に移管される自治体が増えている。地域から社会教育の組織体制が吸い上げられ、学習活動とそれを支援する自立的機能としての社会教育制度が存続できない危機が迫っている。

このような状況のなかで、改めて、社会教育の必要性・重要性を認識することが必要になる。自らの生活を高めていくために、また、自らの生活を省み明日の生活を豊かにするために、村民が生涯に渡り、必要に応じて学習できるような様々な教育機能を総合的に整備して、充実させていかなければならない。

3. 活動の重点

(1) 地域課題への取り組みの姿勢

自分たちの暮らしを高めていく上で、地域をどのように良くしていくかを考えることは重要である。そのために、まず地域で何が起きているのか、どのように地域が変わろうとしているのかを、把握することが必要になる。「人口減少」という経験したことのない事態に立ち向かい、地域の持続可能なあり方を考えるための人づくりを、常に念頭に置かなくてはならない。一人ひとりの悩みや要求が地域とどう関わっているのか、地域をどのようにしていかなければならないのか、要求を掘り起こしながら各地区の公民館ごとの地域学習や、自治組織・部落単位での地域学習の活動を広めていく。

(2) 子どもの未来に責任を持つ大人の意識

子どもを取り巻く諸問題は山積している。次世代を担う子どもたちをどう育てていくかは、親だけの問題ではなく、地域全体で取り組むべき社会的な問題である。特に、現代の子どもの状況を正しく把握し、それに対する正しい対応をしていかなければならない。そのために、家庭、学校、地域社会が連携して取り組まなければならない。

りを醸成する場としても位置づけ取り組んでいく。

(4) 成人式

成人式を一つの節目として、生まれ育った地域を離れた人は今一度故郷を顧みて、阿智村に在住している人と地域間のパイプ役となって、阿智村が明るい住みよい、心の故郷として発展させて頂きたいと願うと共に、成人を迎えられる若人があらゆる地域で阿智村民として活躍されることを期待し、成人となられる第一歩を皆で祝福する。

3. 団体支援

(1) 文化団体への支援

村内には、全村単位から部落単位、小グループまで多くの文化グループがあり、日夜活動を続けている。公民館としては、これらの文化団体に対し、活動の円滑な発展ができるよう可能なかぎり援助していく。

(2) 自主グループの学習活動に対する援助の推進

地域課題に対して自主的な組織をつくり、これに取り組む事例が幾つか現れてきている。阿智村で、生き、誇りを持っていくことが出来るよう、自主的組織に対しその学習的側面を援助していく。村づくり委員会もこれを拡充する方向であり、連携をとっていく。

4. 体育活動への支援

心身の健康に体育活動は欠かせない。体育協会を中心としたチャンピオンスポーツと、地域の体育行事や総合型地域文化スポーツクラブを中心とした体力保持、健康づくりのための軽スポーツ、レクリエーションスポーツなど様々な体育活動の普及に努める。積極的にスポーツに取り組む人も、日頃スポーツをする機会に恵まれない人も、様々な場面で運動が出来る機会を増やしていくようにしていく。また、社会体育施設としての阿智中学校体育館等の利活用に努める。

(1) 少年少女スポーツクラブの活動支援

平成2年度から少年少女スポーツクラブ連盟が発足した。青少年のスポーツの振興と併せて、体力作りや青少年の健全育成を願い、いろいろなスポーツを通じて子どもと大人の交流を深めたい。

(2) 体育協会等の団体支援

社会体育は、体育協会を中心として多種にわたって行われている。早起き野球、ソフトボール、バレーボール、テニス、バドミントン、ソフトバレーボール等それぞれ自主団体として活動しているが、これらの活動が一層発展していくよう支援していく。また、体育協会に入らない各種のスポーツ団体、グループの活動についても、その活動の発展を支援していく。

(3) 各種スポーツイベント支援

各地区での運動会は、村民がスポーツに触れる重要な機会であると同時に、交流の場としてもその意義は大きい。そうしたスポーツイベントを支援し、スポーツの振興に務める。

(4) 各種スポーツ講習会

より多くの村民にスポーツに触れてもらう機会を設けることと、スポーツをより安全に楽しく実施してもらうため、様々なニーズに合わせたスポーツの講習会を実施していく。

- ・スポーツ指導者の研修
- ・リスクマネジメント講習
- ・テーピング、スポーツマッサージなどの講習会
- ・ニュースポーツの普及
- ・ウォーキング講習

資料集⑤ 会議及び活動実績

平成28年度

日付	内 容	会 場
8月10日	第1回会議（研究内容打合せ）	英國屋
9月7日	第2回会議（研究内容詳細打合せ）	大阪府立江之子島文化芸術創造センター
9月27日	第3回会議（アンケート設計打合せ）	大阪府立江之子島文化芸術創造センター
10月5日	第4回会議（アンケート設計打合せ）	大阪府立江之子島文化芸術創造センター
11月9日	第5回会議（アンケート設計最終打合せ）	大阪府立江之子島文化芸術創造センター
11月25日	アンケート調査依頼	—
12月9日	アンケート集計スタート	
12月16日	第6回会議（研修会について）	阿倍野市民学習センター
1月23日	第7回会議（研修会について）	大阪市中央公会堂
2月14日	第8回会議（研修会・視察について）	大阪府立江之子島文化芸術創造センター
2月20日	研修会「関わり方で変わる！市民協働と社会教育」実施	阿倍野市民学習センター
3月3日	視察1日目（神奈川県横浜市）	横浜市役所 外
3月4日	視察2日目（長野県阿智村）	きたせんと 外
3月20日	第9回会議（報告書について）	大阪市中央公会堂

平成29年度

日付	内 容	会 場
6月8日	第10回会議（報告書について）	大阪府立江之子島文化芸術創造センター
9月28日	第11回会議（報告書について）	難波市民学習センター
10月25日	報告会打合せ	大阪樟蔭女子大学
11月14日	第12回会議（報告会・報告書について）	大阪府立江之子島文化芸術創造センター
1月23日	報告会	マッセ大阪

資料集⑥ 社会教育ラボ メンバー（五十音順）

名 前	所 属
上 野 裕 子	貝塚市教育委員会 社会教育課（28年度）学芸員 貝塚市福祉部 国保年金課（29年度）
岡 田 一	阪南市教育委員会事務局 生涯学習部生涯学習推進室 学芸員
坂 井 由 美	守口市市民生活部 生涯学習課（28年度）社会教育主事 オブザーバー（29年度）
西 田 章 恵	泉大津市教育委員会事務局教育部 生涯学習課生涯学習推進係 社会教育主事
則 政 利 彦	池田市教育委員会教育部 生涯学習推進課 社会教育主事
大 和 宏 行	泉大津市教育委員会事務局教育部 生涯学習課生涯学習推進係 社会教育主事（28年度） 泉大津市健康福祉部 高齢介護課（29年度）

マッセOSAKA 平成28・29年度 広域研究活動報告書
地域共生社会と社会教育関係団体をつなぐ行政の役割
～団体と行政の協働が生み出す、社会教育のカタチ～

平成30年（2018年）1月

編集・発行／

池田市・泉大津市・貝塚市・守口市・阪南市

社会教育行政担当職員による広域研究活動グループ

「社会教育ラボ」

〒540-0008

大阪府中央区大手前3-1-43

大阪府新別館南館6階

T E L 06-6920-4565

F A X 06-6920-4561

E-mail center-tr@masse.or.jp

協会HP <http://www.masse.or.jp/>